

平成28年度鶴岡市交通安全対策会議

日時：平成28年6月24日（金）

午前10時

場所：にこ♥ふる3階 栄養指導研修室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 平成27年度交通安全事業の実施状況について

(2) 平成28年度交通安全事業の実施計画について

(3) その他

4 講 話

5 閉 会

鶴岡市交通安全対策会議委員名簿

任期 平成27年8月1日～平成29年7月31日

	役 職	氏 名	職 名
	会 長	榎 本 政 規	鶴岡市長
1	委 員	山 本 益 生	鶴岡市副市長
2	委 員	佐々木 和 嗣	国土交通省酒田河川国道事務所鶴岡国道維持出張所長
3	委 員	青 柳 秀 幸	国土交通省酒田河川国道事務所月山国道維持出張所長
4	委 員	五十嵐 誠 一	山形県庄内総合支庁総務企画部総務課長
5	委 員	渡 辺 満	山形県庄内総合支庁建設部道路計画課道路管理主幹
6	委 員	新 野 利 英	鶴岡警察署交通課長
7	委 員	加 藤 捷 男	鶴岡地区交通安全協会会長
8	委 員	藤 岡 学	東日本旅客鉄道株式会社鶴岡駅長
9	委 員	宇 治 將 凱	鶴岡市町内会連合会
10	委 員	上 野 均	鶴岡市自治振興会連絡協議会
11	委 員	百 瀬 正 子	鶴岡市交通安全推進協議会藤島支部副支部長
12	委 員	丸 山 壽 身	鶴岡市交通安全推進協議会羽黒支部長
13	委 員	齋 藤 静 江	鶴岡市交通安全推進協議会櫛引支部副支部長
14	委 員	長 南 達 夫	鶴岡市交通安全推進協議会朝日支部長
15	委 員	三 浦 英 喜	鶴岡市交通安全推進協議会温海支部長
16	委 員	佐 藤 茂 巳	鶴岡市市民部長
17	委 員	渡 会 悟	鶴岡市建設部長
18	委 員	小 細 澤 充	鶴岡市教育委員会教育部長

協議（１）平成２７年度交通安全事業の実施状況について

1. 交通安全施設等整備事業

(1) 国土交通省鶴岡国道維持出張所関係

別紙 資料 4

(2) 国土交通省月山国道維持出張所関係

① 区画線

・ 外側線 55,300m

・ ゼブラ、注意文字 7,700m

※設置箇所：西村山郡西川町大字月山沢～鶴岡市下山添

・ 高視認性区画線 5,100m

・ ワイド外側線 3,400m

※設置箇所：田麦俣（田麦俣登坂車線）

② 安全施設

・ 防護柵補修 340m

※補修箇所：田麦俣（ヒュッテ六十里）

③ カラー舗装

・ 切削オーバーレイ、すべり止め舗装 1,090 m²

※設置箇所：田麦俣（鷹匠橋）

④ 除雪

・ スノーシェッド 1 箇所

※設置箇所：八紘沢（湯殿山トンネル山形側）

⑤ はみ出し防止

・ ランブルストリップス 1,240m

※設置箇所：湯殿山トンネル山形側、田麦俣スノーシェッド、
湯殿山 I C 鶴岡側、朝日トンネル山形側

(3) 県関係

① 改築事業

(主) 余目加茂線 下川地内 1,500m

②歩道整備事業

(一) 梳代鶴岡線 外内島地内 46m (歩道橋 13m)

③区画線

管内 50 km

④事故危険区間対策事業

(主) 鶴岡羽黒線 家中新町地内 1か所 路面表示・横断歩道カラー化

(4)警察関係

別紙 資料7

(5)市関係

交通安全施設設置状況

対象地域	道路反射鏡 (基)		区画線 (m)		防護柵 (m)		照明灯 (基)	
	新設	更新	新設	更新	車両用	歩行者用	新設	更新
鶴岡地域	9	8	294	26,577	165	233	0	17
藤島地域	3	0	0	2,810	0	0	0	0
羽黒地域	1	2	0	2,905	116	0	0	0
櫛引地域	1	0	514	3,930	464	0	1	0
朝日地域	4	0	518	1,216	138	3	0	0
温海地域	3	0	0	0	45	44	0	0
合計	21	10	1,326	37,438	928	280	1	17

2. 交通安全教育の推進

交通安全指導専門員5名を配置し、交通安全教育を実施
(配置状況 鶴岡地域:4名 温海地域:1名)

交通安全教室開催状況

(参加者：人)

	本所		藤島庁舎		羽黒庁舎		櫛引庁舎		朝日庁舎		温海庁舎		計	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
幼児	161	13,254	20	1,525	20	1,607	15	944	7	415	14	626	237	18,371
小学生	39	4,127	7	333	4	168	2	82	2	167	3	177	57	5,054
高齢者等	18	521	7	140	1	20	2	49	0	0	3	75	31	805
計	218	17,902	34	1,998	25	1,795	19	1,075	9	582	20	878	325	24,230

3. 広報・啓発活動

(1) 街頭立哨指導、店頭啓発、広報車での街頭宣伝、広報つるおかへの掲載等

(2) 交通安全大会（鶴岡、藤島、羽黒、櫛引、朝日、温海地域において開催）

(3) 交通安全功労者表彰

① 藤島：2 個人 ② 羽黒：5 個人、1 団体

(4) 交通安全ポスター募集

① 小学生の部：応募 53 点、入選 13 点

② 一般の部（中学生・高校生含む）：応募 11 点、入選 2 点

4. 通学時の安全確保

(1) 交通指導員配置状況

	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域	計
配置箇所	30	7	0	1	0	3	41
配置人数	31	7	0	2	0	3	43

(2) スクールゾーン対策協議会等へ交通安全用品購入補助

- ① 補助対象 : 第二学区スクールゾーン対策協議会、
第四学区スクールゾーン対策協議会、
大泉地区スクールゾーン対策協議会、
京田地区通学路対策委員会、
栄地区スクールゾーン対策協議会、
あさひ小学校PTA

- ② 活動内容 : 交通安全看板や幟旗など交通安全啓発活動に資する機材整備費等
へ補助

5. 交通災害共済事業

(1) 加入状況

事業廃止のため、加入無し

(2) 見舞金支給状況

- ・ 支給件数 133 件
- ・ 支給金額 10,650,000 円

協議（２）平成２８年度交通安全事業の実施計画について

1. 交通安全施設等整備事業

(1) 国土交通省鶴岡国道維持出張所関係

別紙 資料 4

(2) 国土交通省月山国道維持出張所関係

① 区画線

・ 外側線 55,600m

・ ゼブラ、注意文字 3,000m

※設置箇所：西村山郡西川町大字月山沢～鶴岡市下山添

・ 高視認性区画線 2,100m

・ ワイド外側線 3,000m

※設置箇所：田麦俣（田麦俣登坂車線）

② 橋梁

・ 橋梁補修、補強 4 橋

※鍋倉沢橋、一本松橋、朝日 3 号溝橋、長瀬橋

(3) 県関係

① 改築事業

(主) 鶴岡羽黒線 手向地内 1,470m 橋梁下部工

(主) 余目温海線 温海地内 267m JR 橋拡幅工事（歩道整備）

(一) 鶴岡村上線 荒沢地内 2,080m 笹根トンネル

② 視距改良工事

(一) 鶴岡村上線 砂川地内 300m 用地測量、用地補償

③ 街路

(主) 鶴岡羽黒線 苗津～神明町地内 504m 用地補償、歩道整備

(一) 添津藤島停車場線 藤島地内 444m 用地補償

④事故危険区間対策事業

(主)鶴岡羽黒線	馬場町地内	横断歩道カラー化
(一)梳代鶴岡線	城南町地内	路面表示
(一)梳代鶴岡線	文園町地内	路面表示、横断歩道カラー化
(一)面野山鶴岡線	新形町地内	路面表示、横断歩道カラー化
(一)面野山鶴岡線	美咲町地内	路面表示、横断歩道カラー化
(一)鶴岡村上線	上畑町地内	横断歩道カラー化

⑤区画線

管内 50 km

(4)警察関係

別紙 資料8

(5)市関係

①道路反射鏡 新設・更新 20 基程度

②区画線 50,840m

- ・鶴岡地域：42,653m
- ・藤島地域：2,800m
- ・羽黒地域：2,900m
- ・櫛引地域：427m
- ・朝日地域：1,900m
- ・温海地域：160m

③防護柵 684m

- ・鶴岡地域：244m
- ・羽黒地域：120m
- ・櫛引地域：65m
- ・朝日地域：190m
- ・温海地域：65m

④照明灯 2基

- ・鶴岡地域：2基

2. 交通安全教育の推進

交通安全指導専門員を配置し、交通安全教育を推進する。

- ・幼 児 … 園児と保護者を対象とした「かもしかクラブ」での指導
- ・児 童 … 歩行中及び自転車乗用中の注意を基本に小学校で交通安全教室を開催
- ・高齢者 … 交通安全教室を開催するほか、老人クラブの会合等での指導

3. 広報・啓発活動

交通安全協会・交通安全推進協議会等と連携し、広報・啓発活動を行う。

(1)街頭立哨指導（春、夏、秋、年末の県民運動に際して実施）

(2)店頭啓発

(3)広報車での街頭宣伝

(4)広報つるおかへの掲載等

(5)交通安全大会等の開催

①安全で明るいまちづくり鶴岡大会

・日程 平成28年11月9日（水）

・会場 鶴岡市中央公民館

②明るいまちづくり藤島大会

・日程 平成28年7月3日（日）

・会場 藤島地区地域活動センター

③明るい地域づくり羽黒大会

・日程 未定

・会場 未定

④楡引地域交通安全大会

・日程 未定

・会場 未定

⑤朝日地域交通安全大会

・日程 平成28年8月7日（日）

・会場 朝日中央コミュニティセンター

⑥明るいまちづくり温海大会

・日程 平成28年11月20日（日）

・会場 温海ふれあいセンター

(6)交通安全功労者表彰

(7)交通安全ポスター募集（9月9日（金）を締切りに募集）

4. 通学時の安全確保

登校時の安全確保のため、交通指導員を配置し、安全な道路横断指導・誘導する。
各小学校区スクールゾーン対策協議会等に対し、交通安全用物品購入費の補助を行う。

5. 交通災害共済事業

見舞金支給状況

- ・支給件数 2件
- ・支給金額 50,000円 (5月末現在)

6. 第10次鶴岡市交通安全計画の作成について

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全基本法（第26条第1項）の規定により、山形県が作成する第10次交通安全計画に基づき、今後5年間に講ずべき鶴岡市における交通安全に関する施策の大綱を定めるもの。

(1) 計画の主な内容(予定)

- ①基本理念（目指すべき姿とそれを実現する考え方）
- ②現状・課題（本市の交通事故等の現状と第9次交通安全計画からの課題）
- ③目標（交通事故件数や交通事故死者数）
- ④重点対策（高齢者、子ども、歩行者及び自転車、交差点、飲酒運転）
- ⑤具体的施策（道路交通環境の整備、交通安全思想の普及啓発、救助救急体制の充実、交通事故防止のための調査研究）

(2) 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間。

※ 第10次山形県交通安全計画は、9月に作成予定とのこと。

MEMO

A large, empty rectangular box with rounded corners, intended for writing a memo. The box is defined by a thin black border and occupies most of the page below the 'MEMO' header.

平成28年度交通安全対策会議資料

資料1 鶴岡市交通安全条例

資料2 鶴岡市交通安全対策会議規則

資料3 第9次鶴岡市交通安全計画

資料4 平成27年度・平成28年度

鶴岡国道維持出張所発注工事 位置図

資料5 平成27年度・平成28年度

月山国道維持出張所発注工事 位置図

資料6 平成27年度・平成28年度

庄内総合支庁工事箇所 位置図

資料7 平成27年度 鶴岡警察署管内 交通規制実施状況

資料8 平成28年度 鶴岡警察署管内 交通規制計画(案)

資料9 交通安全対策基本法(抜粋)

○鶴岡市交通安全条例

平成17年10月1日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、本市における交通の安全に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通の安全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市民の交通の安全に対する意識の高揚を図るとともに、交通の安全を確保するために必要な施策の実施に努めなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県その他の関係機関及び団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、日常生活を通じて自主的かつ積極的に、交通の安全に対する意識の高揚及び交通の安全の確保に努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関等が実施する交通の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動で使用する車両等の運転者に対し、交通の安全に関する教育を推進し、交通の安全の確保に努めなければならない。

2 事業者は、市及び関係機関等が実施する交通の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(交通安全意識の高揚)

第5条 市は、市民の交通の安全に対する意識の高揚を図るため、家庭、地域、事業所、学校等における交通の安全に関する教育及び啓発の推進、情報の提供その他必要な施策を実施するものとする。

(良好な道路交通環境の確保等)

第6条 市は、交通の安全を確保するため、良好な道路交通環境を確保するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、関係機関等に対し、交通の安全のための施設等の整備その他必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全用具の普及)

第7条 市は、関係機関等と連携し、交通事故の発生を未然に防止するため、交通の安全性を高める用具の普及に努めるものとする。

(交通死亡事故等多発時の措置)

第8条 市は、交通死亡事故が連続して発生した場合又は特定の区間若しくは場所において、集中的に交通事故が発生した場合で必要があると認めるときは、関係機関等と協議し、必要な交通事故防止対策を講ずるものとする。

(交通安全対策会議)

第9条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、鶴岡市交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)を置く。

2 対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 鶴岡市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

3 対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、市長をもって充てる。

5 委員は、その定員を30人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係機関等の役職員
- (2) 交通の安全に関する知識経験を有する者
- (3) 市の職員

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

○鶴岡市交通安全対策会議規則

平成17年10月1日規則第24号

鶴岡市交通安全対策会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴岡市交通安全条例（平成17年鶴岡市条例第19号）第9条第1項に規定する鶴岡市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 対策会議の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 対策会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 対策会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 対策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 対策会議は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 対策会議の庶務は、市民部防災安全課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に委嘱、任命される委員の任期は、第2条の規定にかかわらず、委嘱、任命された日から平成18年3月31日までとする。

附 則（平成24年3月30日規則第16号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第9次鶴岡市交通安全計画

(平成23年度から平成27年度まで)

鶴岡市交通安全対策会議

ま え が き

我が国では、車社会の急速な進展に対して、交通安全施設の不足や安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者が著しく増加しました。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年に交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定されました。これに基づき、鶴岡市においては、昭和46年度以降、8次にわたる鶴岡市交通安全計画を策定し、国、県及び関係機関・団体と一体となって交通安全対策を強力に実施してきました。

その結果、本市の年間の交通事故による死者数は、昭和46年をピークに、その後は減少傾向で推移してきました。

また、近年、交通事故発生件数・負傷者数も減少傾向にあるものの、交通環境の著しい変化や高齢人口の増加などに伴い、年間死亡者数を大きく減らすことができず、特に高齢者が関連する事故防止が急務となっております。

いうまでもなく、交通事故の防止は、国、県及び関係機関・団体はもちろん、市民一人ひとりが取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、「交通事故のない、安全で安心して暮らせる鶴岡市」を目指して、総合的かつ長期的な施策をまとめた計画を策定し、これに基づいて諸施策を強力に推進していかねばなりません。

この交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、平成23年度から同27年度までの5年間に、講ずべき交通安全に関する施策の大綱と数値目標を定めたものであります。

本市は、この計画に基づき、交通の状況や地域の実態に即して交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを積極的に実施することとします。

目 次

計画の基本理念	1
第1節 道路交通安全の目標等	3
1 道路交通事故のすう勢等	3
(1) 道路交通事故のすう勢等	3
(2) 交通事故の特徴	3
(3) 交通事故が減少している理由	4
2 交通安全計画における目標	5
第2節 道路交通安全についての対策	5
1 道路交通安全対策を考える視点	5
(1) 高齢者及び子どもの安全確保	5
(2) 歩行者及び自転車利用者の安全確保	5
2 道路交通安全対策の重点事項	6
(1) 高齢者及び子どもの交通安全対策の推進	6
(2) 交差点での交通事故防止対策の推進	6
(3) 生活道路及び幹線道路における交通事故防止対策の推進	6
(4) 夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進	6
(5) シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底	6
(6) 自転車の安全運転の推進	6
3 交通安全のための施策の展開	6
(1) 交通安全思想の普及徹底	6
(2) 安全運転の確保	10
(3) 道路交通環境の整備	11
(4) 踏切道における交通の安全についての対策	12
(5) 救助・救急活動の充実	12
(6) 被害者支援の推進	12

計画の基本理念

1 交通事故のない社会を目指して

全国的に、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来など、これまで経験したことがない大きな転換点を迎えています。このような大きな社会環境変化を乗り越え、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として市民の様々な不安の解消に向けて、生命と暮らしを守る公的なセーフティネットを再構築するとともに、地域住民などと連携して、暮らしの安全・安心な地域づくりを推進していくことが重要です。

その際、交通事故による被害者数は災害や犯罪等他の危険によるものと比べても圧倒的に多いことを考えると、交通安全の確保も、安全・安心な地域づくりの実現を図っていくための極めて重要な要素であります。

このため、交通安全の確保に向け、これまで様々な対策を講じてきたところですが、依然として交通事故件数は高い水準で推移しており、更なる対策の実施が必要であります。

人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指すことが求められます。

交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではありませんが、悲惨な交通事故の根絶に向けて、県、市、及び関係機関・団体等と連携して力強く推進していかなければなりません。

2 「人優先」の交通安全思想

安全・安心な地域づくり、こと交通については、高齢者、障害者、子ども等のいわゆる交通弱者の安全を一層確保することが必要となります。交通弱者の安全確保のためには、国、県、市が実施する交通安全施策は当然のことながら、子どもや高齢者が生活する身近な地域において交通弱者を交通事故から守る仕組みを地域ぐるみで構築していくことが重要であると考えられます。また、安全・安心な地域社会を実現していくためには、交通事故の危険に対する対応力を強化していく必要があります。

本市においては、このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進するとともに、地域ぐるみで交通弱者を守る仕組みづくりを促進していきます。

3 施策推進に当たっての基本的な考え方

本市では、このような観点から、道路交通において本計画期間内に達成すべき数値目標を設定するとともに、その実現を図るために講じるべき施策を明らかにしていくこととします。

具体的には、交通社会を構成する人、車両等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という各要素について、それら相互の関連を考慮しながら、交通事故の実態を調査・分析し、可能な限り成果目標を設定した施策を策定し、かつ、これを市民の理解と協力の下、強力に推進します。

(1) 人間に係る安全対策

安全な運行を確保するために、運転する人間の交通安全意識の徹底を図るとともに、歩行者等の安全な移動を確保するために、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとします。

また、交通社会に参加する市民一人ひとりが自ら交通安全に関する意識を改革していくことが極めて重要であることにかんがみ、今後も交通安全教育、普及啓発活動を充実させ、社会全体の規範意識及び交通マナーの向上に努めます。

(2) 交通環境に係る安全対策

「人優先」の考えの下、交通環境に係る安全対策として、機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、交通に関する情報の提供の充実、施設の老朽化対策等を図ることとします。

(3) 救助・救急活動及び交通事故被害者等支援の充実

交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、また、被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ることが重要です。

特に、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の制定を踏まえ、交通安全の分野においても一層の被害者支援の充実を図ることとします。

(4) 参加・協働型の交通安全活動の推進

交通事故防止のためには、県、市、関係機関・団体等が緊密な連携の下に施策を推進するとともに、市民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要です。

市が行う交通安全に関する施策に計画段階から市民が参加できる仕組みづくりや、市民が主体的に行う交通安全総点検、地域における特性に応じた取組み等により、参加・協働型の交通安全活動を推進します。

第1節 道路交通安全の目標等

1 道路交通事故のすう勢等

(1) 道路交通事故のすう勢等

第8次交通安全計画では、平成22年度までの年間交通死亡事故者数7人以下、負傷者数1,000人以下を目標として推進した結果、平成18年から平成22年までの交通事故の概要は下記のとおりであり、発生件数、死者数、負傷者数とも総体的に減少傾向にあります。

○第8次交通安全計画期間中の交通事故発生状況

①発生件数等

区分	発生件数	死者数 (うち高齢者)		負傷者数 (うち高齢者)	
平成18年	1,048 件	13 人	(4 人)	1,319 人	(213 人)
平成19年	934 件	10 人	(7 人)	1,198 人	(170 人)
平成20年	894 件	10 人	(5 人)	1,148 人	(190 人)
平成21年	831 件	6 人	(4 人)	1,076 人	(197 人)
平成22年	832 件	6 人	(6 人)	1,054 人	(198 人)
計	4,539 件	45 人	(26 人)	5,795 人	(968 人)

※交通年鑑 (山形県警察本部発行) 再編

(2) 交通死亡事故の特徴

第8次交通安全計画期間内の交通死亡事故の特徴は、次のとおりです。

① 高齢者が犠牲となる死亡事故が多い

平成22年11月30日現在、人口に占める高齢者の比率は約28%ですが、第8次交通安全計画期間内の交通事故死亡者のうち高齢者の比率は約57%になっています。

② 前方不注視(脇見・漫然・ぼんやり)による事故が多い

第8次交通安全計画期間内の発生件数は970件で全体の約21%、死者数は17人で約38%を占めており、第7次計画期間内(件数1,127 死者8)と比較すると発生件数は減少しているものの、死者数は大幅に増加しています。

③ 国道・県道等幹線道路での発生が多い(全死者の8割を占める)

④ 交差点(付近を含)での出会い頭事故が多い(全発生件数の半数以上を占める)

②車両の主な事故原因別発生状況

区分	前方不注視				安全速度		通行区分(右側)		最高速度		飲酒運転(内数)	
	脇見		漫然・ぼんやり		件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者
	件数	死者	件数	死者								
平成18年	120件	0人	67件	4人	27件	0人	4件	2人	0件	0人	17件	1人
平成19年	151件	3人	85件	0人	59件	0人	13件	2人	1件	1人	5件	1人
平成20年	91件	3人	93件	3人	19件	2人	5件	0人	0件	0人	14件	0人
平成21年	99件	2人	76件	2人	17件	0人	7件	0人	0件	0人	7件	1人
平成22年	103件	0人	85件	0人	16件	1人	6件	2人	0件	0人	4件	0人
計	564件	8人	406件	9人	138件	3人	35件	6人	1件	1人	47件	3人

③昼夜別・道路形状別発生状況

区分	昼		夜		交差点(付近を含)		単路・その他	
	件数	死者	件数	死者	件数	死者	件数	死者
平成18年	789件	9人	259件	4人	553件	6人	489件	7人
平成19年	709件	8人	225件	2人	506件	1人	423件	9人
平成20年	665件	6人	229件	4人	497件	4人	393件	6人
平成21年	653件	4人	178件	2人	490件	0人	338件	6人
平成22年	632件	4人	200件	2人	499件	2人	327件	4人
計	3,448件	31人	1,091件	14人	2,545件	13人	1,970件	32人

④路線別発生状況

区分	国道		県道		市町村道・その他	
	件数	死者	件数	死者	件数	死者
平成18年	291件	4人	340件	6人	417件	3人
平成19年	248件	8人	340件	1人	346件	1人
平成20年	220件	2人	298件	5人	376件	3人
平成21年	203件	2人	282件	2人	346件	2人
平成22年	184件	2人	319件	4人	329件	0人
計	1,146件	18人	1,579件	18人	1,814件	9人

※交通年鑑(山形県警察本部発行)再編

※「高齢者」は65歳以上、「昼」は日の出から日没までの間

(3) 交通事故死者数が減少している理由

交通事故件数が第8次交通安全期間内に4年連続で減少し、それと比例するように、死者数も総体的に減少傾向にあります。その理由としては、交通安全思想の普及徹底、道路交通環境の整備、車両の安全性の向上、道路交通秩序の維持、救急・救助活動等の充実等の各種対策が相乗的に効果を発揮したものと認められますが、定量的に示すことができる主な要因としては次のものがあげられます。

- ① 飲酒運転、速度超過等悪質・危険性の高い違反を伴う事故の減少
- ② シートベルト着用率の向上に伴う致死率（自動車乗車中）の低下
- ③ 危険認知速度（車両の事故直前速度）の低下
- ④ 法令違反の歩行者の減少
- ⑤ 車両の安全性の向上

2 交通安全計画における目標

交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけ、安全・安心な鶴岡市を達成することが究極の目標ですが、本計画の計画期間である平成27年までに、年間の24時間死者数を4人以下とし、負傷者数については800人以下とすることを目指します。

第2節 道路交通安全についての対策

1 道路交通安全対策を考える視点

近年、道路交通事故による負傷者数、死者数が減少していることを考えると、これまでの交通安全計画に基づき実施されてきた対策には一定の効果があつたものと考えられます。このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進します。

(1) 高齢者及び子どもの安全確保

本市の交通事故死者数のうち高齢者の割合は4年連続で全体の50%以上を占めているとともに、平成22年においては交通事故死亡者のすべてが高齢者でした。今後も高齢化が急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全にかつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要です。

その際には、多様な高齢者の実像を踏まえた、きめ細かかつ総合的な交通安全対策を推進するべきであり、道路交通環境の整備のほか家庭や地域と連携した交通安全啓発活動などが重要となります。また、子どもの安全確保に対しては、防犯・交通安全対策の観点から、特に通学路において歩道等の歩行空間の整備を積極的に推進する必要があります。

(2) 歩行者及び自転車利用者の安全確保

「人優先」の考えの下、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められており、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要があります。

また、自転車については、自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には加害者となる両面を持っていることから、それぞれの対策を講じる必要があります。自転車の走行空間の確保などの道路環境整備のほか、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育等の充実を図る必要があります。

2 道路交通安全対策の重点事項

第8次鶴岡市交通安全計画期間内における交通事故の特徴を踏まえ、次の6項目を重点として取組みます。

- (1) 高齢者及び子どもの交通安全対策の推進
- (2) 交差点での交通事故防止対策の推進
- (3) 生活道路及び幹線道路における交通事故防止対策の推進
- (4) 夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進
- (5) シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底
- (6) 自転車の安全運転の推進

3 道路交通安全のための施策の展開

(1) 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要です。また、「人優先」の交通安全思想の下、高齢者、障害者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに

に、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることも重要であることから、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、高齢社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図りながら、他の世代に対しても、高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、また、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化します。

また、自転車を使用することが多い児童、中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎となるよう自転車の安全利用に関する指導を強化します。

① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。

幼稚園・保育園等においては、幼稚園・保育園単位で結成されている幼児交通安全クラブ「かもしかクラブ」を通じての交通安全教育に重点を置き、鶴岡市交通安全指導専門員を派遣し、保育士・教職員及び保護者と連携を取りながら計画的かつ継続的に行います。これらを効果的に実施するため、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、かもしかリーダー研修会の開催や指導資料の作成をするなどの指導力の向上を推進します。

また、家庭・地域及び関係機関・団体等と連携協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全活動等を推進します。

イ 児童、生徒に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

学校で実践する交通安全教室に鶴岡市交通安全指導専門員を派遣し、交通安全教育の支援を行います。

P T A・交通安全母の会、地区の交通安全協会等と密接な連携を図り、不審者情報を共有するなど交通安全教育と関連させながら、併せて防犯に対する横断的な取り組みを推進します。

また、中学生、高校生に対する交通安全教育は、特に自転車の安全通行に必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とします。

ウ 成人に対する交通安全教育

青年・成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転意識の向上が必要であり、また加害者になり得る可能性が高いため、特に交通社会における社会的責任の自覚が必要であります。車両等の安全運転を確保する観点から、運転者としての危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者の心情や交通事故の悲惨さに対する理解、交通意識、交通マナーの向上が求められます。

そのため、責任と思いやりのある社会人の自覚を醸成するため、地域・職場における運転者講習会や関係団体の諸活動を通じて、幅広く交通安全意識の高揚を図ります。

エ 高齢者に対する交通安全教育

運転免許保有者に占める高齢運転者の割合が増加してきており、それ以上に高齢者がかかわる事故の割合が増加しています。今後更に高齢運転者が増加することが予測されるため、高齢運転者に対して、加齢による身体及び認知機能の低下を客観的に認識させるとともに、交通状況に応じて、安全に道路を通行させるために必要な実践的スキル・交通ルールを認識させることを推進します。

また、高齢歩行者・自転車利用者についても、交通ルールを遵守し安全な場所・安全な時間に通行することなどを指導します。また、夕暮れ時から夜間における歩行者・自転車利用者の事故を防止するため、反射材等の着用を呼びかけます。

このため、高齢者を対象とした交通安全教室を実施するほか、社会教育活動、福祉活動、老人クラブ活動にも鶴岡市交通安全指導専門員を派遣し、多様な機会を活用し、交通安全教育を積極的に推進します。

また、老人福祉施設・高齢者サークル活動の場等、高齢者が集まる場所においてポスター掲示、交通安全指導、反射材の配布等の交通安全広報活動を推進します。

オ 障害者に対する交通安全教育

障害者に対しては、交通安全のために必要なスキル及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。

カ 外国人に対する交通安全教育

外国人に対し、国内の交通ルールに関する知識の普及を目的として交通安全教育を推進するとともに、効果的な交通安全教育に努めます。

② 効果的な交通安全教育の推進

ア 交通安全教育を推進するための指導者の育成

幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育及び障害者等に対する適切な交通安全教育を実施するため、県、市、警察、学校、関係民間団体等が連携を図り、指導者養成の場として、かもしかクラブリーダー研修会や高齢者交通安全実践教室などを開催します。

イ 交通安全教育の推進

- 交通安全専門指導員の派遣
幼稚園、保育園、学校、町内会、老人クラブ等で交通安全教室を開く際、対象者にあわせて鶴岡市交通安全指導専門員を派遣します。
- 交通安全教育用補助機材等の活用
模擬信号機、横断歩道マット、衝突実験用ダミー人形等を各種交通安全教育の実施時に活用し、より実践的な交通安全教育を推進します。

③ 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 関係機関・団体等と連携した交通安全運動の推進

鶴岡市交通安全対策会議は、構成員となっている各機関・団体等の連携の強化を図り、一体となって各季の交通安全運動に取り組むとともに、構成員それぞれも主体となり、各季の交通安全運動をはじめとした交通安全活動を展開します。

イ 交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動及び夏・年末の交通安全運動を中心に、交通事故の実態に即した県民運動として街頭立哨などを展開するほか、高齢者の交通事故防止推進強化月間等その他の時期においても、実情に即した交通安全運動を実施します。

ウ 普及啓発活動の効果的な展開

- 街頭キャンペーン等の実施
交通安全運動の実施に当たっては、交通安全意識の普及高揚を図るため関係機関・団体等が緊密な連携の下に大型店舗や街頭等における啓発キャンペーンを実施するほか、広報車による街頭広報宣伝活動など、効果的な運動を実施していきます。
- 広報媒体の積極的活用
市民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるため、市広報などを計画的、積極的に活用し、日常生活に密着した広報活動を展開します。

④ 自転車の安全利用の推進

ア 自転車の安全利用の推進

自転車は本来車両であること、道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解する必要があり、自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方の普及啓発の強化を図ります。

自転車は歩行者と衝突した場合には加害者になる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図ります。

イ 薄暮時の早め点灯等の推進

薄暮時の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取り付けを促進します。

(2) 安全運転の確保

① 飲酒運転の撲滅

飲酒運転は、極めて危険な行為であるとともに犯罪でもあり、平成20年3月に制定された「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」の目的に沿って、行政機関・団体はもとより市民総ぐるみで飲酒運転の撲滅に取り組めます。

ア 職場・家庭等における飲酒運転追放運動の展開

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっていることから、飲酒が運転に及ぼす影響やその危険性等の周知徹底を図るとともに、職場、家庭、飲食店等での取り組みを促進し、市民総ぐるみで飲酒運転の追放を図ります。

イ 交通安全県民運動と連携したキャンペーン等の実施

交通安全県民運動と連携したキャンペーンを実施し、「絶対しない、させない、許さない」運動を展開するとともに、飲酒する側が注意することはもちろん、提供する側においても飲酒運転の防止活動を促進します。

② 高齢運転者対策の充実

高齢者の運転免許所持率が上がっており、更に急激な増加が予測されることから、事故発生率が高い高齢運転者への交通安全対策は、緊急かつ重要な課題であります。高齢運転者に対しては、加齢による身体及び認知機能の低下が、運転者としての交通行動に悪影響を及ぼすことを理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に走行するために必要な、実践的スキルや交通ルールを習得させるため、参加・体験・実践等の交通安全教育を実施します。

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者標識の積極的な使用の促進を図るとともに、取り付け車両に対する保護意識の高揚を図ります。

また、顔写真付住民基本台帳カードの無料交付など、運転免許証を自主返納した者の支援に努めます。

③ シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

自動車乗車中の死亡事故のうち、シートベルトを着用していれば助かった事故も多いとのデータがあります。

シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の理解と徹底を図るため、警察・関係団体等と連携し、各種活動・交通安全等の機会に、子どもを同乗させる際にお

けるチャイルドシートの着用を推進するため、関係機関・団体が一体となり、交通安全運動などあらゆる機会に着用の徹底を広く呼び掛けます。

(3) 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも公安委員会や国・県・市の関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、事故多発地点対策等で一定の事故抑止効果が確認されています。

今後は、これまでの対策に加え、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、子どもを事故から守り、高齢者や障害者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から歩道等交通安全施設の一層の整備、効果的な交通規制の推進等、人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとします。

① 道路における交通安全対策の推進

安全かつ円滑な交通を確保するため、次の方針により交通安全対策を推進していきます。

ア 安全・安心な歩行空間の整備

歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、特に通学路や生活道路における歩行空間の整備を推進します。

イ 交差点・カーブ箇所の交通事故防止対策

交通事故発生の危険性がある交差点・カーブ区間について、路面表示や区画線の強調表示などにより、運転者への注意喚起を促すなど、県公安委員会と連携し交通事故抑止対策に努めます。

ウ 交通安全施設等の整備

危険箇所への転落防止柵・ガードレールなどの整備や区画線、道路反射鏡の整備等、交通安全施設の整備を推進します。

エ 冬期の安全の確保

冬期の安全な道路交通を確保するため、積雪による車道・歩道の幅員の減少や、凍結によるスリップや転倒など、冬期間特有の危険に対し、市内全域の生活道路や通学路の除雪対策を講じるほか、防雪柵等の整備を推進します。

② 効果的な交通規制の推進

道路構造、交通安全施設整備状況、交通事故発生状況等を勘案しつつ、道路網全体の中で、それぞれの道路の社会的機能・役割を考慮し、国、県と連携しながら地域の特性に応じた効果的な交通規制を実施します。

③ 駐車対策の実施

路上における悪質な違法駐車を防止し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、県と連携しながら駐車禁止等の交通規制等の適正化を図ります。

④ その他道路交通環境の整備

ア 事故危険箇所対策の推進

事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等については、県公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故対策を実施します。

イ 重大事故の再発防止

死傷事故や社会的に大きな影響を与える重大事故などが発生した場合には、速やかに事故発生箇所の道路交通環境など発生要因を調査するとともに、関係機関と連携しながら発生要因を踏まえた対策を講ずることにより、再発防止を図ります。

ウ 通学時の安全確保

危険な通学路に、鶴岡市交通指導員を配置し、安全な道路横断を指導・誘導することにより児童生徒の通学時の安全を確保します。

(4) 踏切道における交通の安全についての対策

自動車の通行に支障となっている狭隘な踏切道にあつては、鉄道管理者の理解を得ながら、構造改良を推進します。

(5) 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速道路を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ります。

また、集団救助が必要となる事故の際には、市内における傷病者の搬送能力、収容能力を超える恐れもあるため、近隣市町及び消防機関における円滑な広域応援体制の運用を図ります。

(6) 被害者支援の推進

交通事故の被害者の現状を把握して、被害者の視点に立ち県交通事故相談所・日弁連交通事故相談活動などの周知徹底を図り、交通事故当事者に対して、広く相談の機会を提供します。

【平成27年度 国土交通省実施交通安全対策】

①三川バイパス青山交差点事故対策

右折レーンのカラー舗装、追突注意等文字標示、ドットラインの設置



対策前



対策後

②三瀬交差点事故対策

右折レーンのカラー舗装、追突注意等文字標示、ドットラインの設置、案内標識設置



対策前



対策後

③由良地区事故対策

矢印標示板(LED)の設置、ドットラインの設置



対策前



対策後

④釜谷坂事故対策
ドットラインの設置



対策前

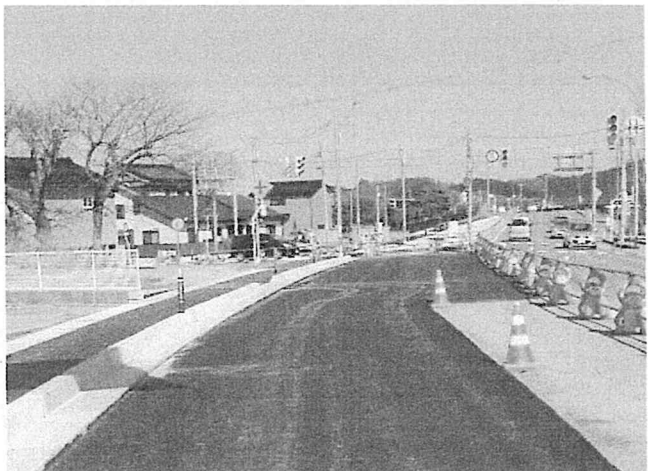


対策後

⑤水沢交差点改良工事
右折レーンの設置、歩道拡幅



対策前



対策後



対策前



対策後

⑥車両用防護柵、転落防止柵
車両用防護柵の機能向上、新設

⑦区画線
更新(R7、112、日東道)

【平成28年度実施予定 国土交通省交通安全対策】

①水沢交差点改良工事(今年度完)

右折レーンの設置、歩道拡幅

②区画線

更新(R7、112、日東道)

平成28年度 月山国道維持出張所発注工事位置図(1/2)

山形国道112号

(西川町・鶴岡市)

山形国道112号

(西川町・鶴岡市)

- H27実績
- H28予定

管内道路照明維持補修工事

月山国道区画線工事

月山地区橋梁補修工事

スノーシェッド

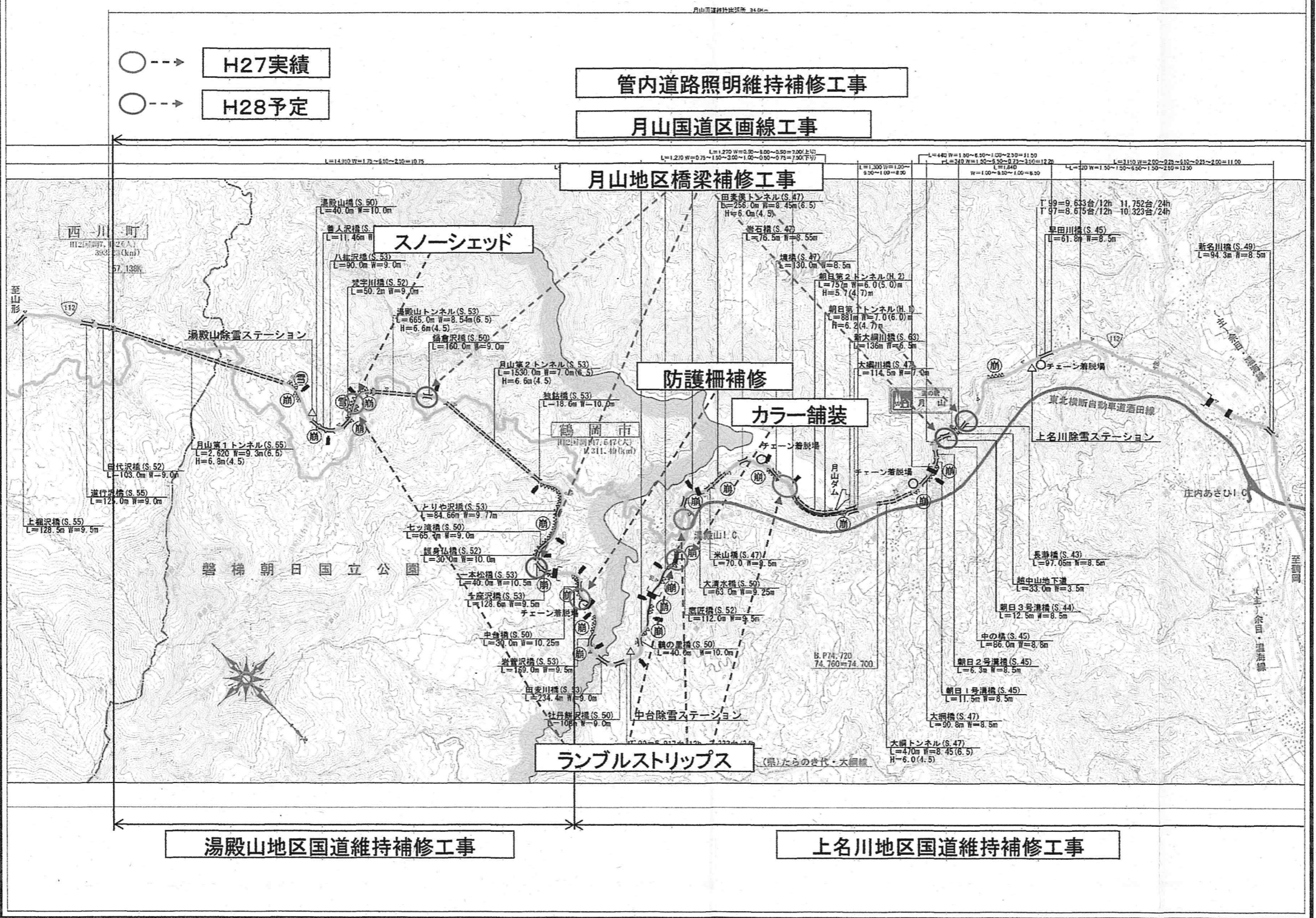
防護柵補修

カラー舗装

ランブルストリップス

湯殿山地区国道維持補修工事

上名川地区国道維持補修工事



北海道地区株式会社仙台支店

平成28年度 月山国道維持出張所発注工事位置図(2/2)

山形国道112号

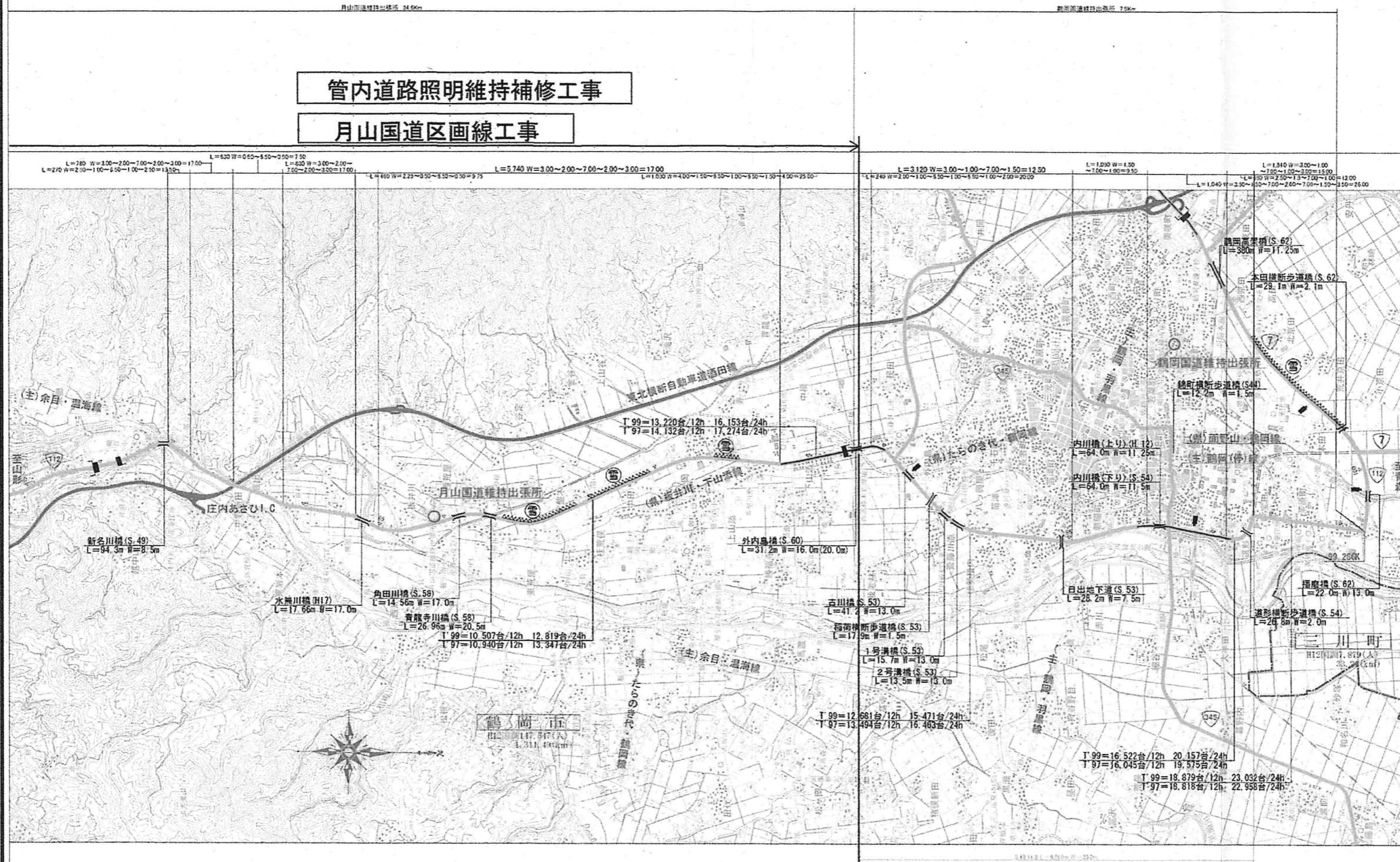
(鶴岡市下名川、鶴岡市文下)

管内道路照明維持補修工事

月山国道区画線工事

山形国道112号

(鶴岡市下名川、鶴岡市文下)



上名川地区国道維持補修工事

北海道国土株式会社支店

事業箇所図

資料6

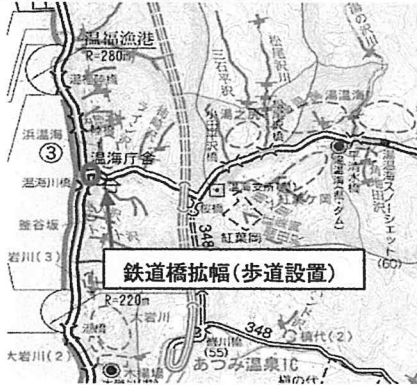
A (主)余目加茂線(下川地内)
平成27年度完了



①(主)鶴岡羽黒線(手向地内)



②(主)余目温海線(温海地内)



③(一)鶴岡村上線(砂川)



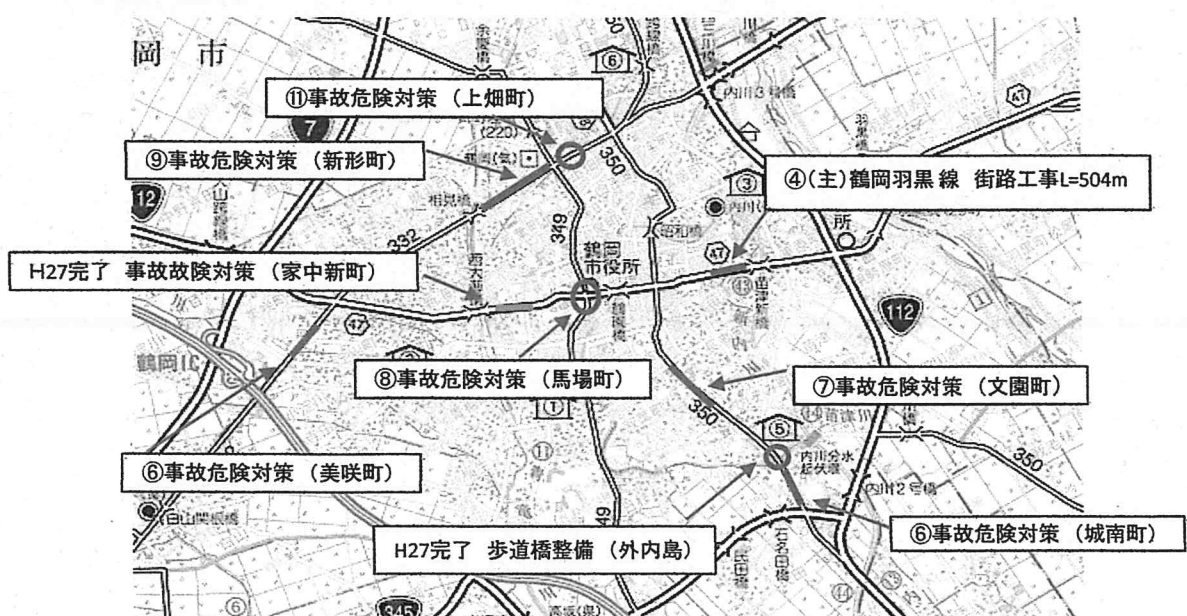
⑤(一)添津藤島停車場線(藤島)



(参考)①(一)鶴岡村上線(荒沢地内)



鶴岡市街地



平成27年度の交通規制実施状況

第1 信号機関係

1 新設箇所 4箇所

番号	設置場所(通称名)	路線	種別	備考
1	鶴岡市大塚町地内 (ガスト前十字路)	県道 面野山鶴岡線	押ボタン	通学路
2	鶴岡市下川字堰下地内 (下川上十字路)	県道 酒田鶴岡線	押ボタン	通学路
3	鶴岡市大西町地内 (大西団地北方十字路)	市道	定周期	危険箇所
4	鶴岡市淀川町地内 (六小北十字路)	市道	押ボタン	通学路

2 歩行者用灯器の増設 1箇所

番号	設置場所(通称名)	路線	種別	備考
1	鶴岡市白山字西野地内 (JA鶴岡大泉支店前十字路)	県道 面野山鶴岡線	定周期	通学路

第2 線規制関係

1 最高速度 (新規) 1区間

番号	区間	内容	距離	備考
1	鶴岡市大岩川字沢山～字木揚場地内 (市道)	最高速度 30 km	1区間 400 m	新規

2 車両の通行止め

(1) 新規 六小スクールゾーン 1区間

番号	場所	内容	距離	備考
1	鶴岡市淀川町地内～砂田町地内 (市道)	7:30～ 8:30	1区間 380 m	車両 (軽車両 を除く)

※ スクールゾーン新設に伴い、関連する交差点では指定方向外進行禁止も新設

(2) 解除 旧四小スクールゾーン 1 区間

番号	場 所	内 容	距 離	備 考
1	鶴岡市陽光町地内～新海町地内 (市道) 鶴岡市陽光町地内～本町三丁目地内 (市道)	7 : 3 0 ~ 8 : 3 0	4 区間 810 m	解除
※ スクールゾーン解除に伴い、関連する交差点では指定方向外進行禁止も解除				

3 追越しのための右側部分はみ出し通行禁止 (解除) 1 区間

番号	路 線	内 容	距 離	備 考
1	三川町大字横山～大字押切新田 (県道鶴岡広野線)	一部解除	5,200 m	田田前～ 酒田署境

4 一方通行 (解除) 1 区間

番号	区 間	内 容	距 離	備 考
1	鶴岡市本町一丁目地内 (市道) ～みゆき通り～	一部解除	1 区間 230 m	H28.3.1 解除予定
※ 一方通行解除に伴い、関連する交差点では指定方向外進行禁止の新設及び解除を実施				

第3 点規制関係

1 一時停止

(1) 新規 3箇所6方向

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備 考
1	鶴岡市青柳町地内 (青柳中央十字路)	市道	南北 2方向	事故多発 箇所
2	鶴岡市文園町及び海老島町地内 (鶴岡協立病院北方十字路)	市管理道路	東西 2方向	事故多発 箇所
3	鶴岡市陽光町地内 (光学寺南方丁字路) 変形十字路	市道	東西 2方向	押ボタン 信号機

(2) 解除 1箇所2方向

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備 考
1	鶴岡市大西町地内 (宝印刷変形十字路)	市道	東西 2方向	定周期信 号機設置

2 横断歩道

(1) 新規 4箇所4本

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備 考
1	鶴岡市長沼字宮前地内 (長沼小学校南十字路)	県道東沼長 沼余目線	東側 1本	通学路
2	鶴岡市下名川字村下地内 (朝日ライスセンター南十字路)	県道余目温 海線	東側 1本	通学路
3	鶴岡市文園町地内 (主婦の店ミーナ店南丁字路)	県道梳代鶴 岡線	南側 1本	新規大型 店舗
4	鶴岡市青柳町地内 (レンタルブティックカトウ前十字路)	市道	西側 1本	通学路

(2) 解除 3箇所3本

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備 考
1	鶴岡市淀川町地内 (六小北十字路)	市道	東側1本 のみ解除	押ボタン 信号機
2	鶴岡市下川字堰下地内 (下川上十字路)	県道酒田鶴 岡線	南側1本 のみ解除	押ボタン 信号機
3	鶴岡市神明町地内 (斎藤薬局東十字路)	県道鶴岡羽 黒線	解除	道路改良

3 指定方向外進行禁止

(1) 解除 2箇所2方向

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備 考
1	鶴岡市鳥居町地内 (中央交番前変形十字路)	市道 1方向	直進禁止 終日	解除
2	鶴岡市下山添地内 (ヤグチボデー前十字路)	国道112号 1方向	南進左折 禁止	2月中施 工予定

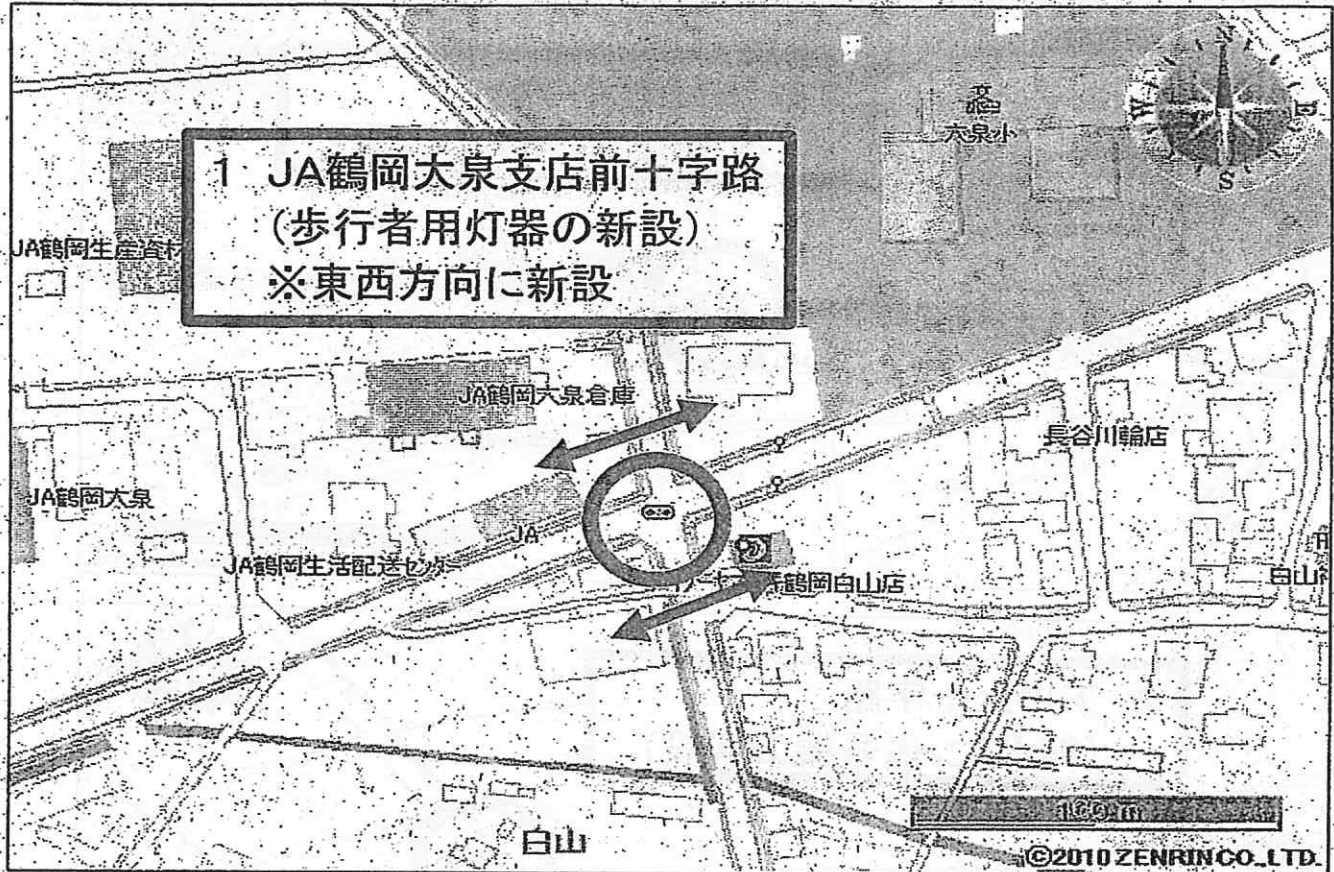
(2) 新規 指定方向外進行禁止 (大型等) 2箇所2方向

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備 考
1	鶴岡市西目地内 (金山口丁字路)	国道7号 1方向	東進左折禁止 終日	要望
2	鶴岡市友江町地内 (いろは食堂前十字路)	県道酒田鶴 岡線 1方向	南進右折禁止 終日	新年度施 工予定

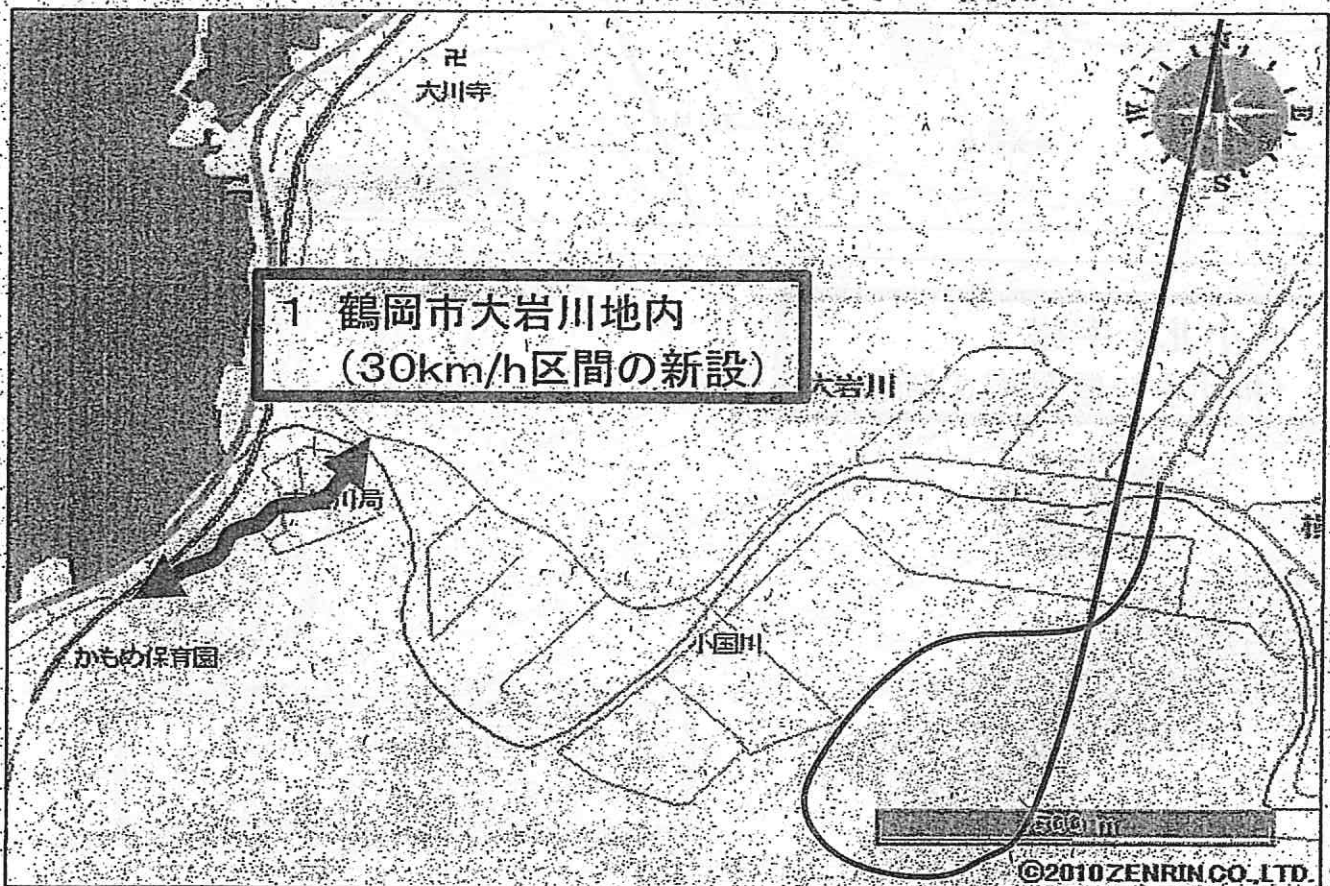
平成27年度 信号機の新設



平成27年度 信号機(歩行者用)の新設



平成27年度 最高速度の新設



平成27年度 車両通行止めの新設



平成27年度 車両通行止めの解除



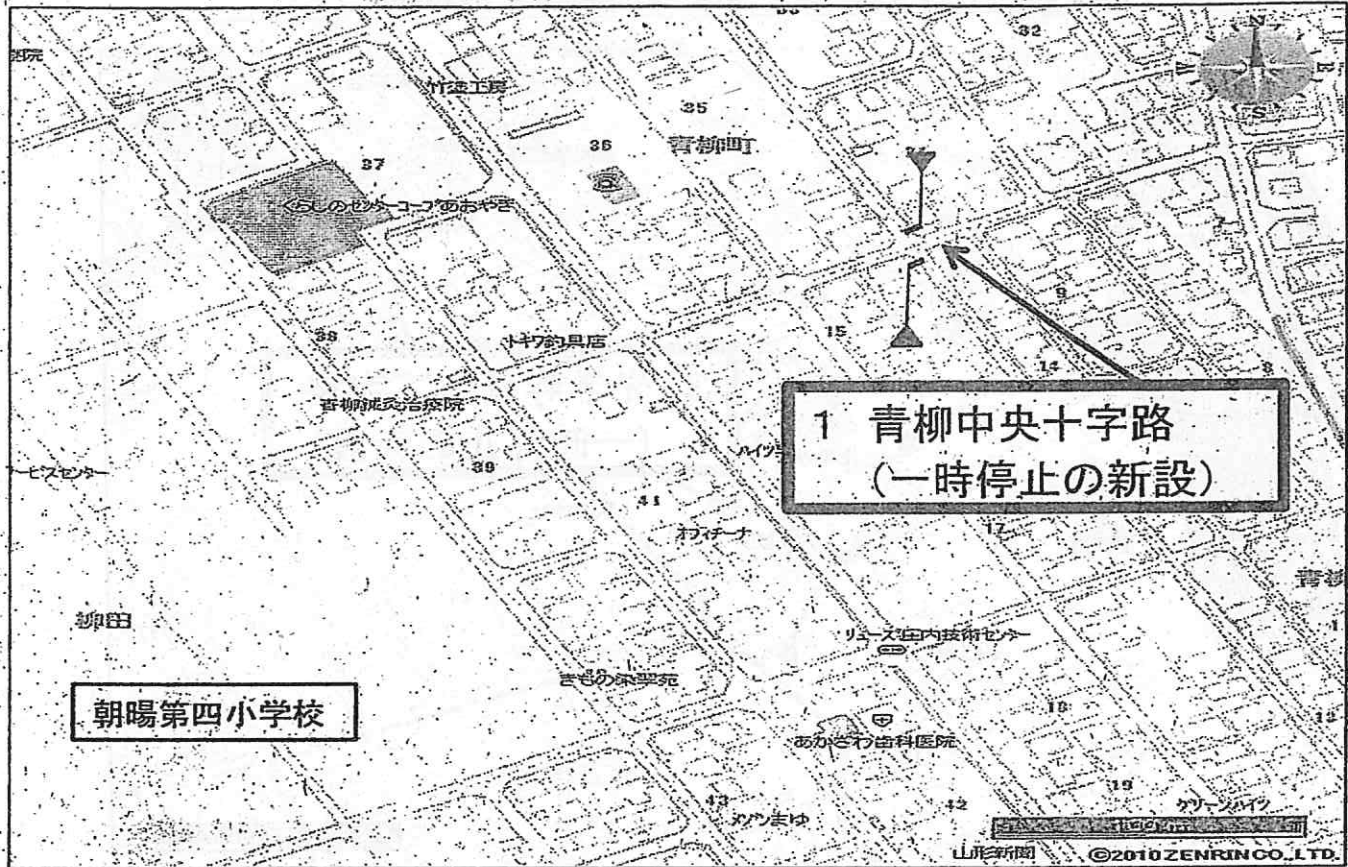
平成27年度 追越しのためのはみ出し通行禁止の解除



平成27年度 一方通行の解除



平成27年度 一時停止の新設



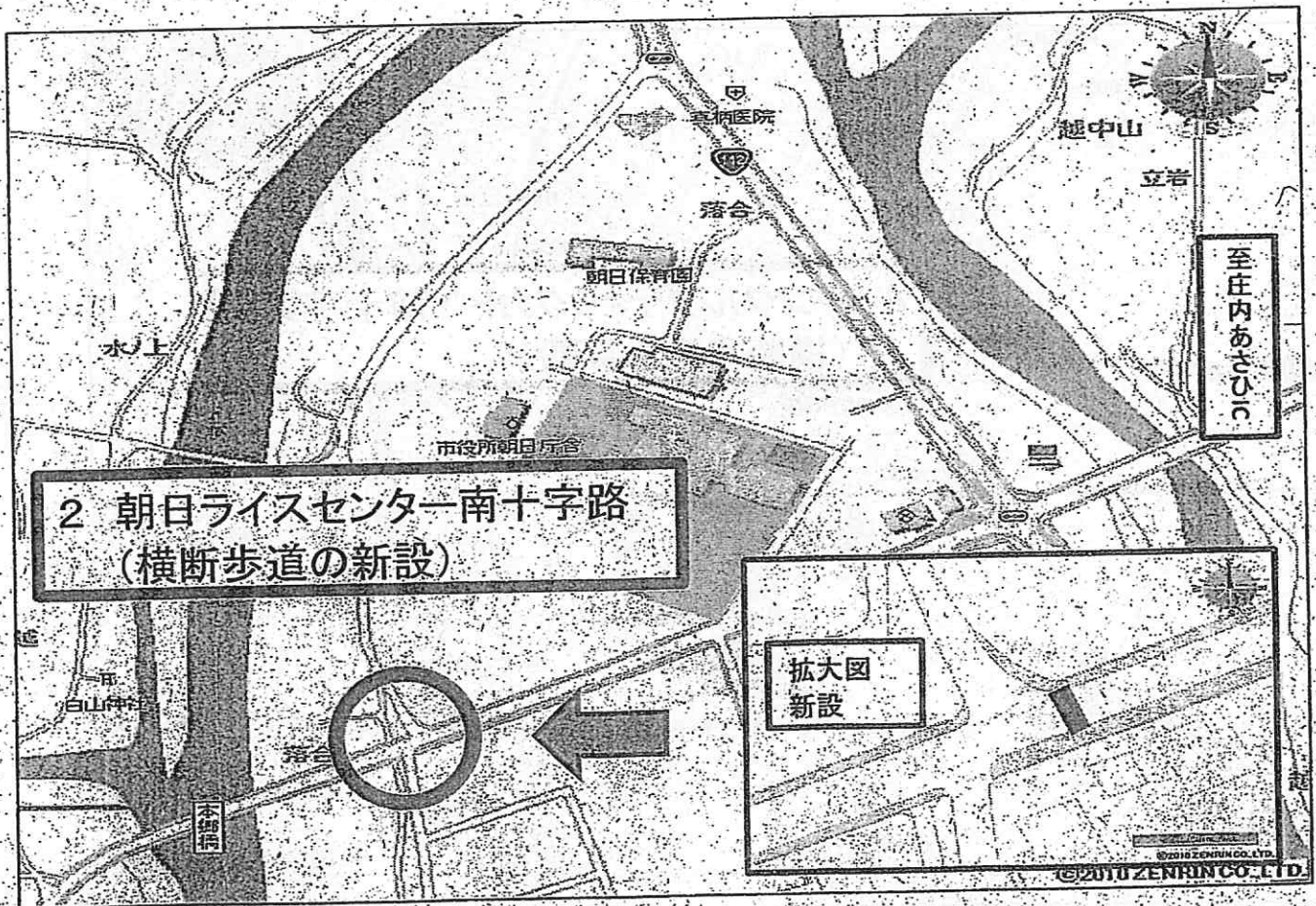
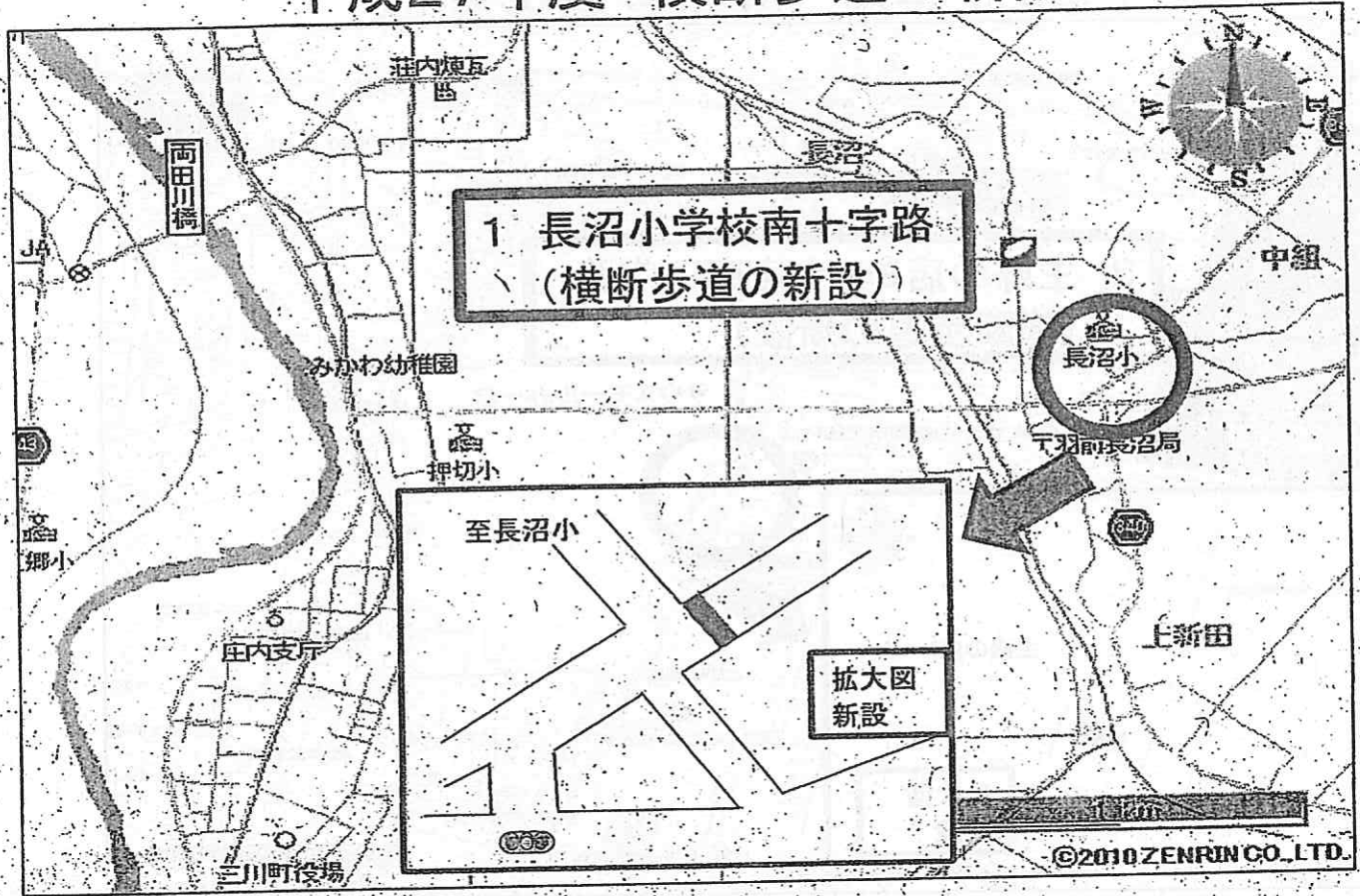
平成27年度 一時停止の新設



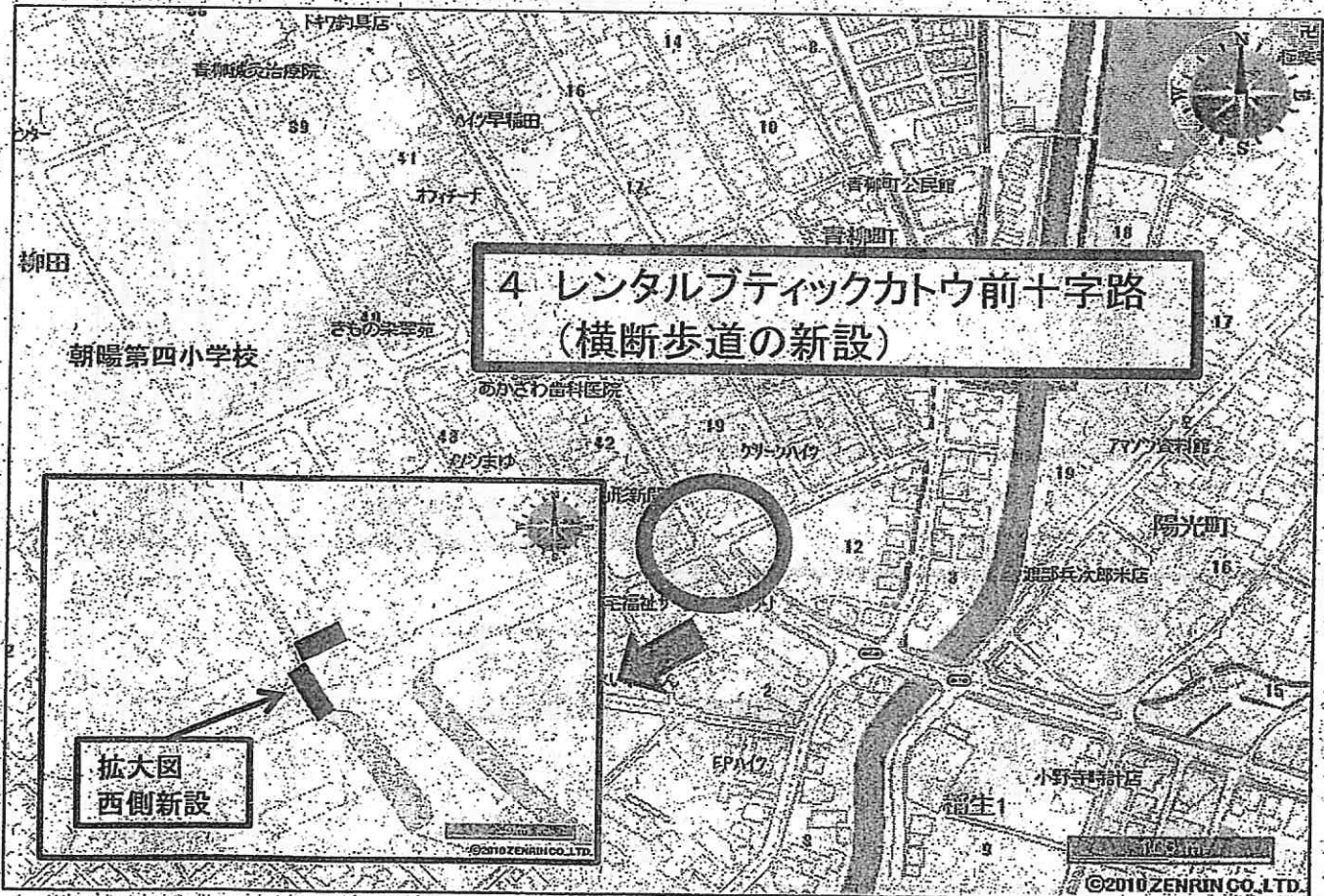
平成27年度 一時停止の解除



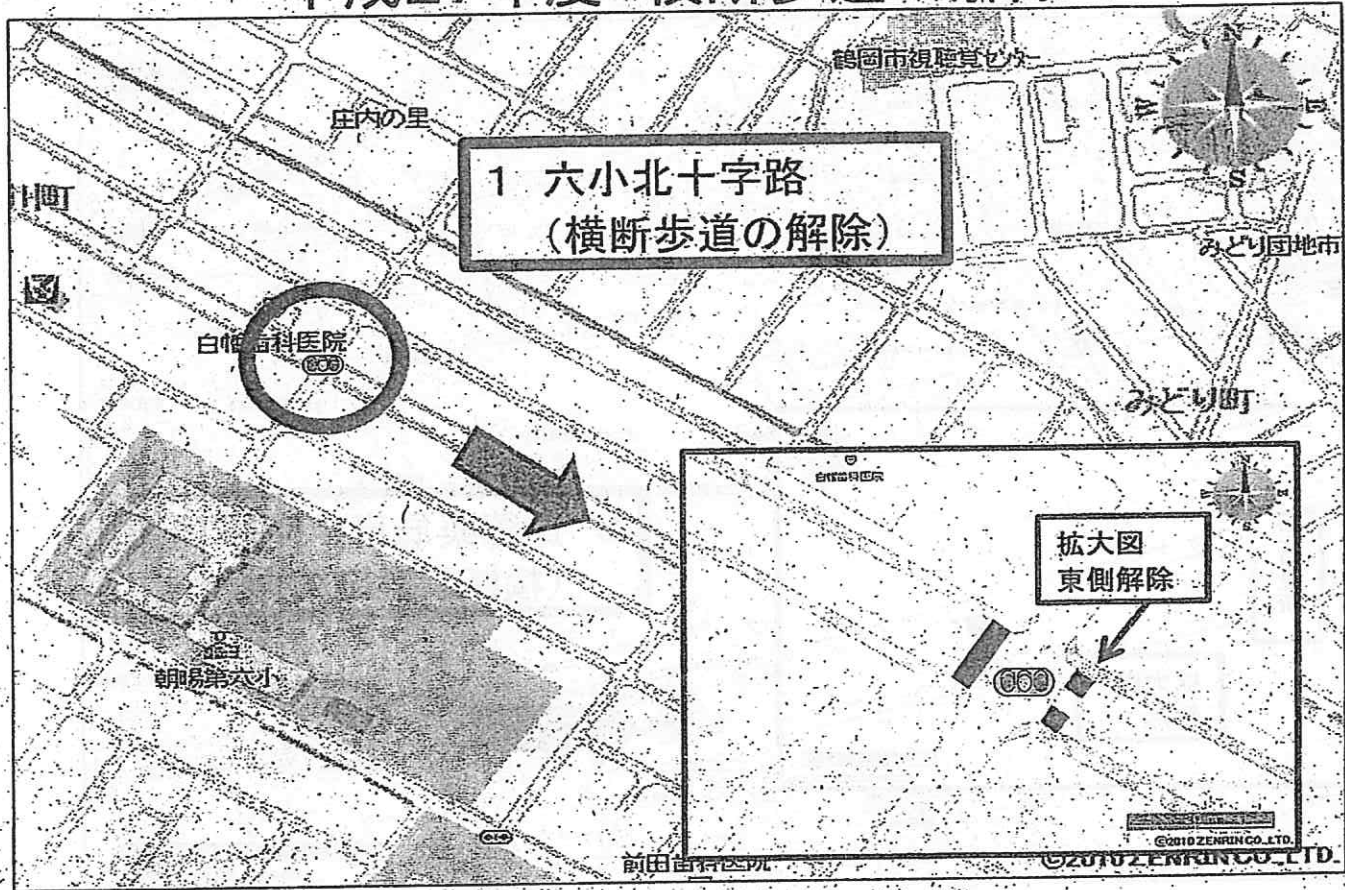
平成27年度 横断歩道の新設



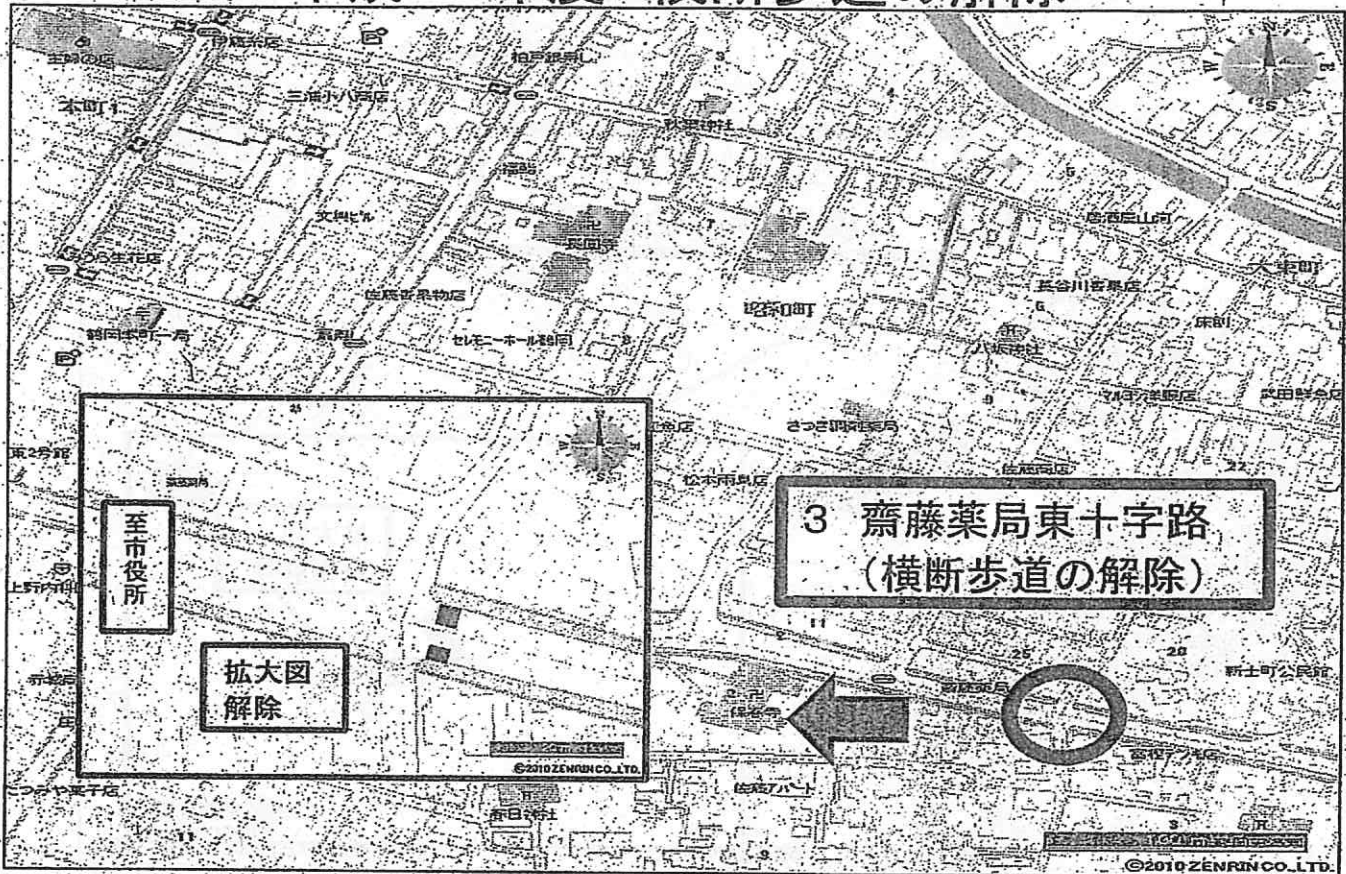
平成27年度 横断歩道の新設



平成27年度 横断歩道の解除



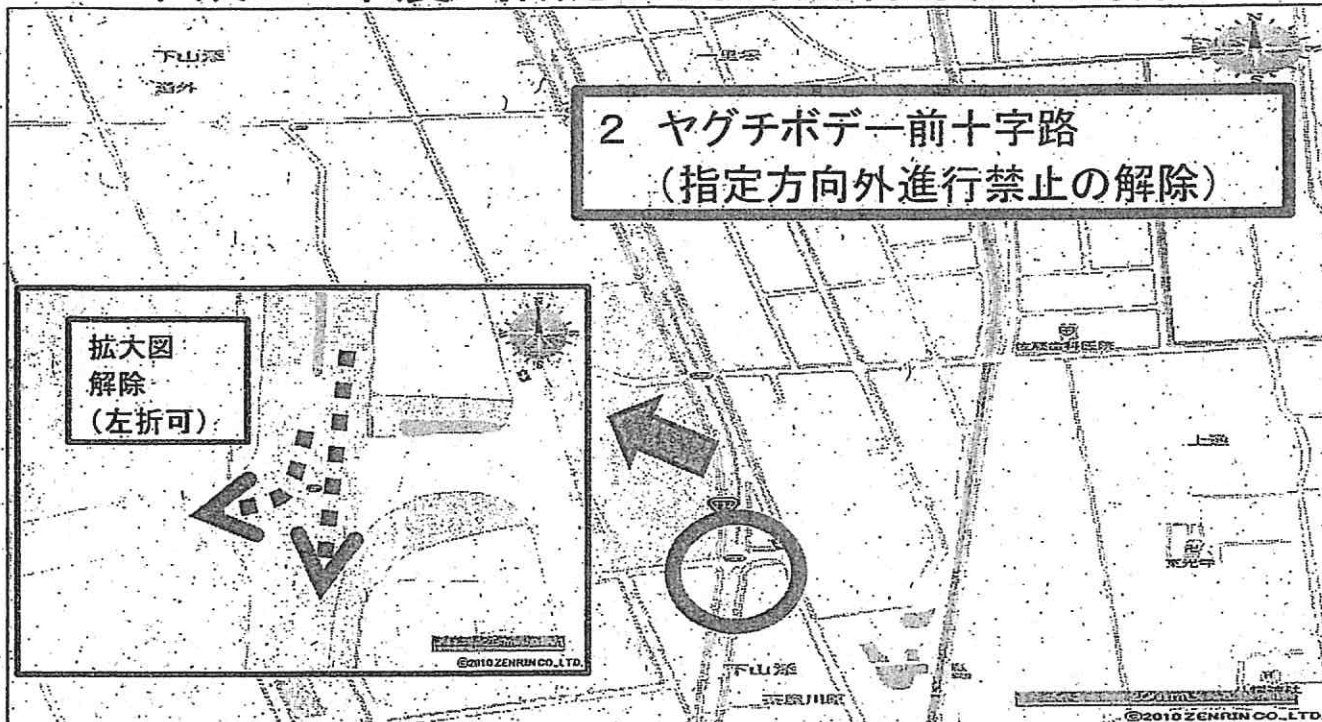
平成27年度 横断歩道の解除



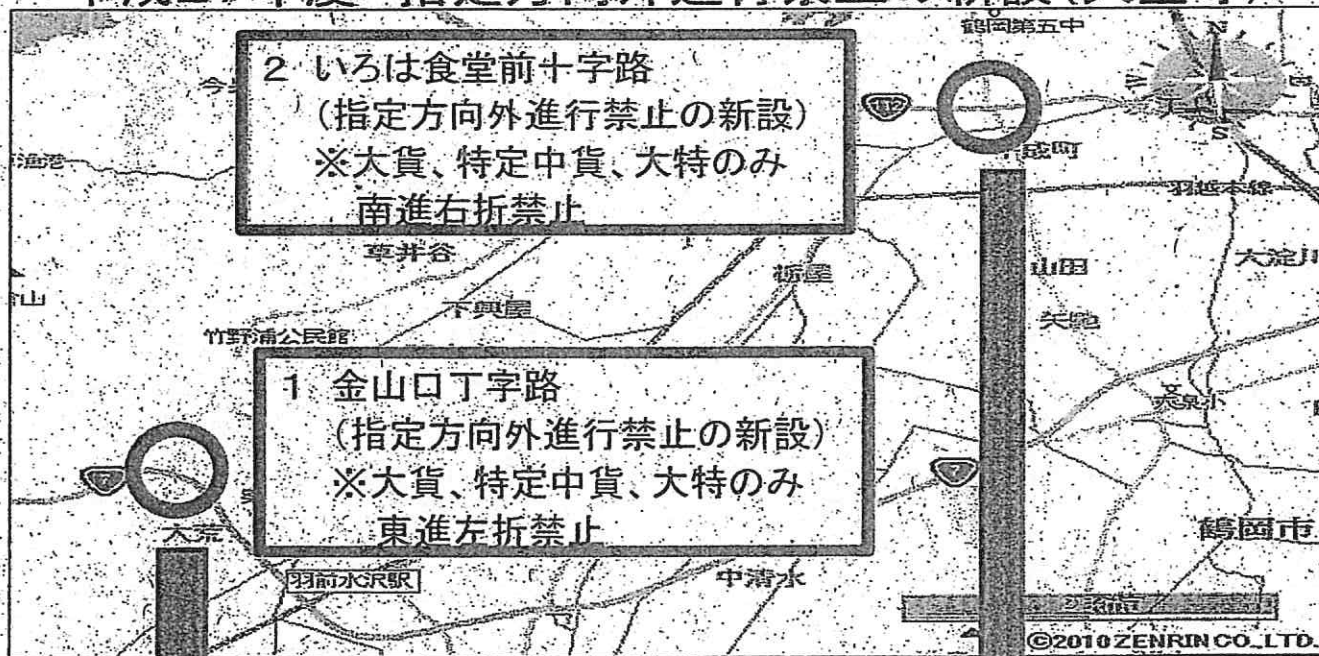
平成27年度 指定方向外進行禁止の解除



平成27年度 指定方向外進行禁止の解除



平成27年度 指定方向外進行禁止の新設(大型等)



平成28年度の交通規制計画（案）

第1 信号機関係

1 新設要望 1箇所

番号	設置場所（通称名）	路線	種別	備考
1	鶴岡市羽黒町荒川地内 （鶴岡市羽黒庁舎前丁字路）	県道鶴岡羽黒線	押ボタン	通学路 対策

2 右折矢印の付加 2箇所

番号	設置場所（通称名）	路線	種別	備考
1	鶴岡市白山地内 （白山十字路）	国道7号	半感応	事故多発
2	鶴岡市宝田一丁目地内 （庄交学園前十字路）	県道面野山鶴岡線	定周期	渋滞対策

第2 線規制関係

1 最高速度（新規） 2区間

番号	区間	内容	距離	備考
1	鶴岡市稲生町地内 （市道）	最高速度30 km/h	1区間 210m	要望
2	鶴岡市美原町地内 （市道）	最高速度30 km/h	1区間 330m	要望

第3 点規制関係

1 一時停止

(1) 新規 2箇所4方向

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備考
1	鶴岡市美原町地内 (笠原アパート北西十字路)	市道	南北 2方向	要望
2	鶴岡市城北町地内 (大部町県職員アパート西十字路)	市道	東西 2方向	要望

(2) 解除 1箇所1方向

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備考
1	鶴岡市木野俣地内 (木野俣東入口Y字路)	市道	東 1方向	道路の 閉鎖

2 横断歩道

(1) 新規 4箇所4本

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備考
1	鶴岡市下名川地内 (朝日ライスセンター南十字路)	市道	北側 1本	通学路
2	鶴岡市黒川地内 (黒川駐在所北西丁字路)	県道余目温 海線	北側 1本	通学路
3	鶴岡市淀川町地内 (六小北十字路)	市道	北側 1本	通学路
4	鶴岡市羽黒町富沢地内 (富沢南丁字路)	県道余目温 海線	北側 1本	通学路

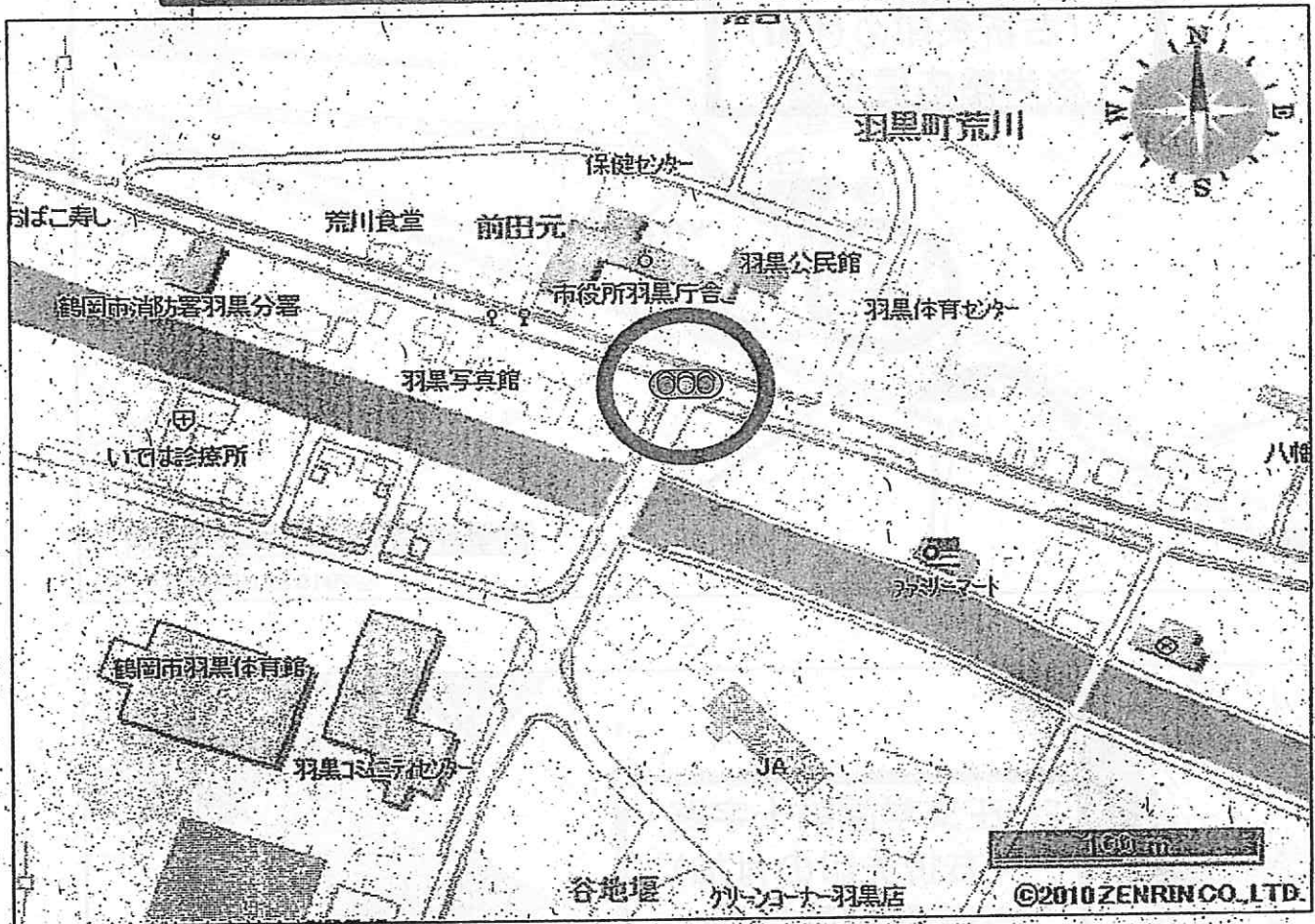
(2) 解除 19箇所20本

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備 考
1	鶴岡市羽黒町赤川地内 (三ツ橋十字路)	県道鶴岡羽 黒線	東側1本 のみ解除	押ボタン 信号機
2	鶴岡市上田沢地内 (朝日村大泉小学校前丁字路)	県道鶴岡村 上線	解除	小学校統 合
3	鶴岡市水沢地内 (水沢陸橋東端十字路)	国道7号	西側1本 のみ解除	集約
4	鶴岡市水沢地内 (上郷小学校入口十字路)	国道7号	西側1本 のみ解除	押ボタン 信号機
5	鶴岡市本田地内 (小瀬京田十字路)	市道	解除	交通量少 ない
6	鶴岡市田川地内 (田川コミュニティセンター前十字路)	国道345 号	南側1本 のみ解除	押ボタン 信号機
7	鶴岡市黒川地内 (仲村十字路)	市道	北側1本 のみ解除	集約
8	鶴岡市椏代地内 (東小学校椏代分校前)	県道椏代鶴 岡線	解除	椏代分校 廃校
9	鶴岡市大網地内 (大網郵便局前十字路)	県道椏代大 網線	北側1本 のみ解除	集約
10	鶴岡市大網地内 (大網保育園前)	市道	解除	現在保育 園なし
11	鶴岡市本町二丁目地内 (料亭七尾前丁字路)	市道	東側1本 のみ解除	集約
12	鶴岡市新海町地内 (新齋部公民館北東十字路)	市道	西側1本 のみ解除	集約

番号	場 所 (通称名)	路 線	内 容	備 考
1 3	鶴岡市鼠ヶ関地内 (港電気店前十字路) 1箇所2方向	県管理道路 市道	西側南側 2本解除	集約
1 4	鶴岡市温海地内 (釜谷坂トンネル北十字路)	県道余目温 海線	解除	横断者なし
1 5	鶴岡市美原町地内 (南部保育園前丁字路)	市道	東側1本 のみ解除	集約
1 6	鶴岡市双葉町地内 (イケダ楽器前十字路)	市道	東側1本 のみ解除	集約
1 7	鶴岡市三和地内 (京田橋西十字路)	国道345 号	東側1本 のみ解除	集約
1 8	鶴岡市由良二丁目地内 (由良小学校前十字路)	市道	解除	小学校統合
1 9	鶴岡市由良地内 (由良中央口丁字路)	国道7号	北側1本 のみ解除	集約

平成28年度 信号新設箇所(案)計画

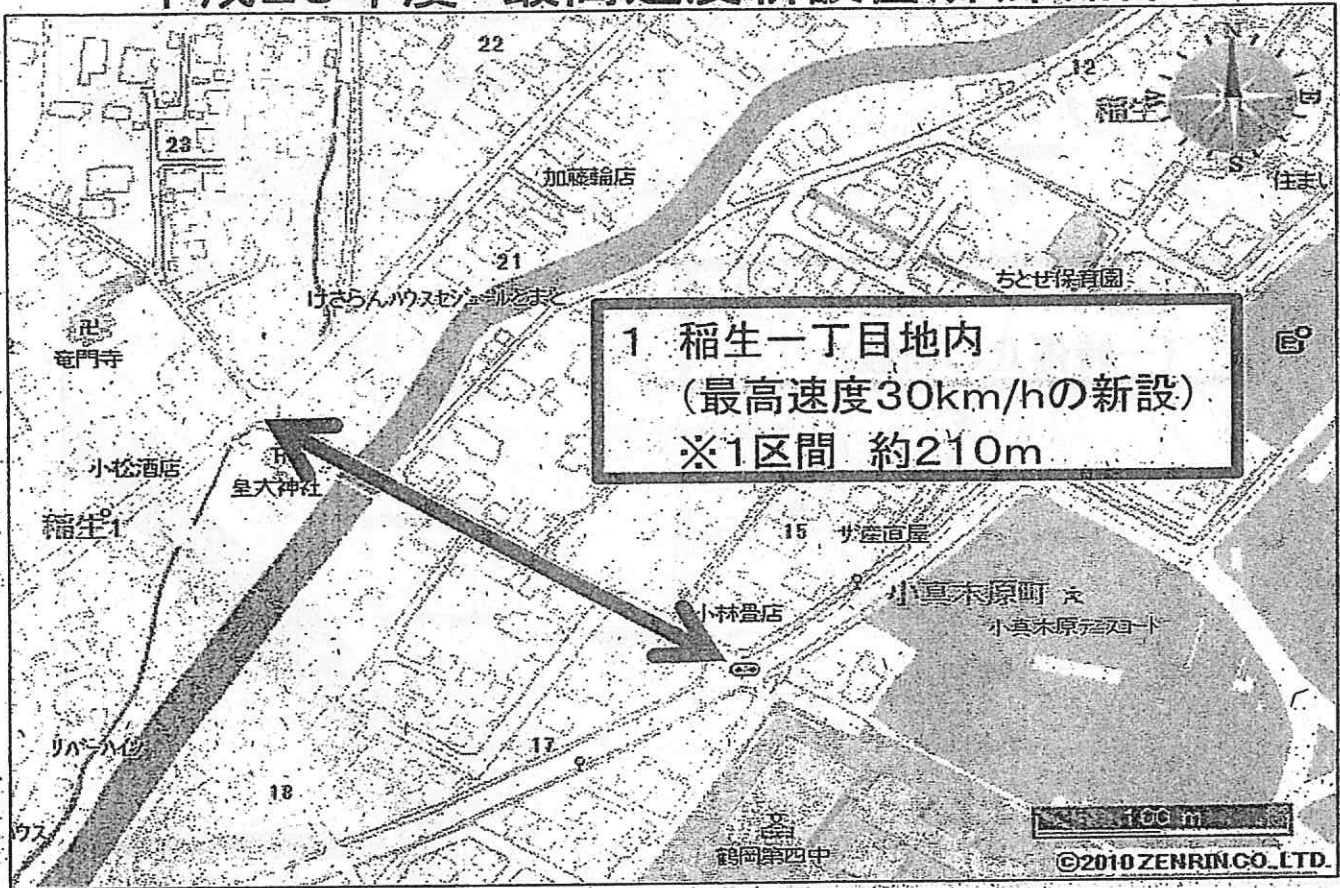
1 鶴岡市羽黒庁舎前丁字路 (押ボタン信号機の新設)



平成28年度 信号右折矢印新設箇所(案)計画



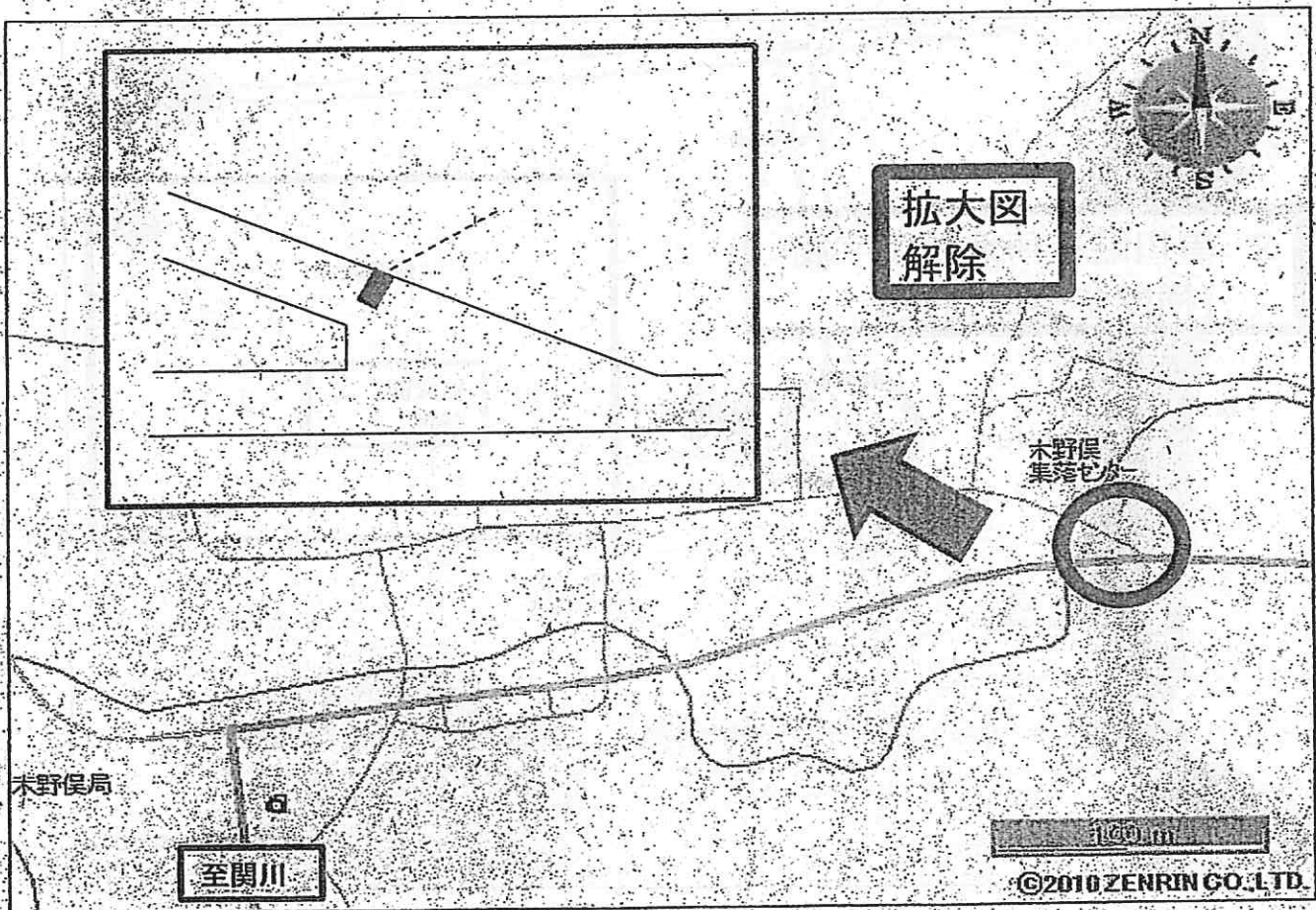
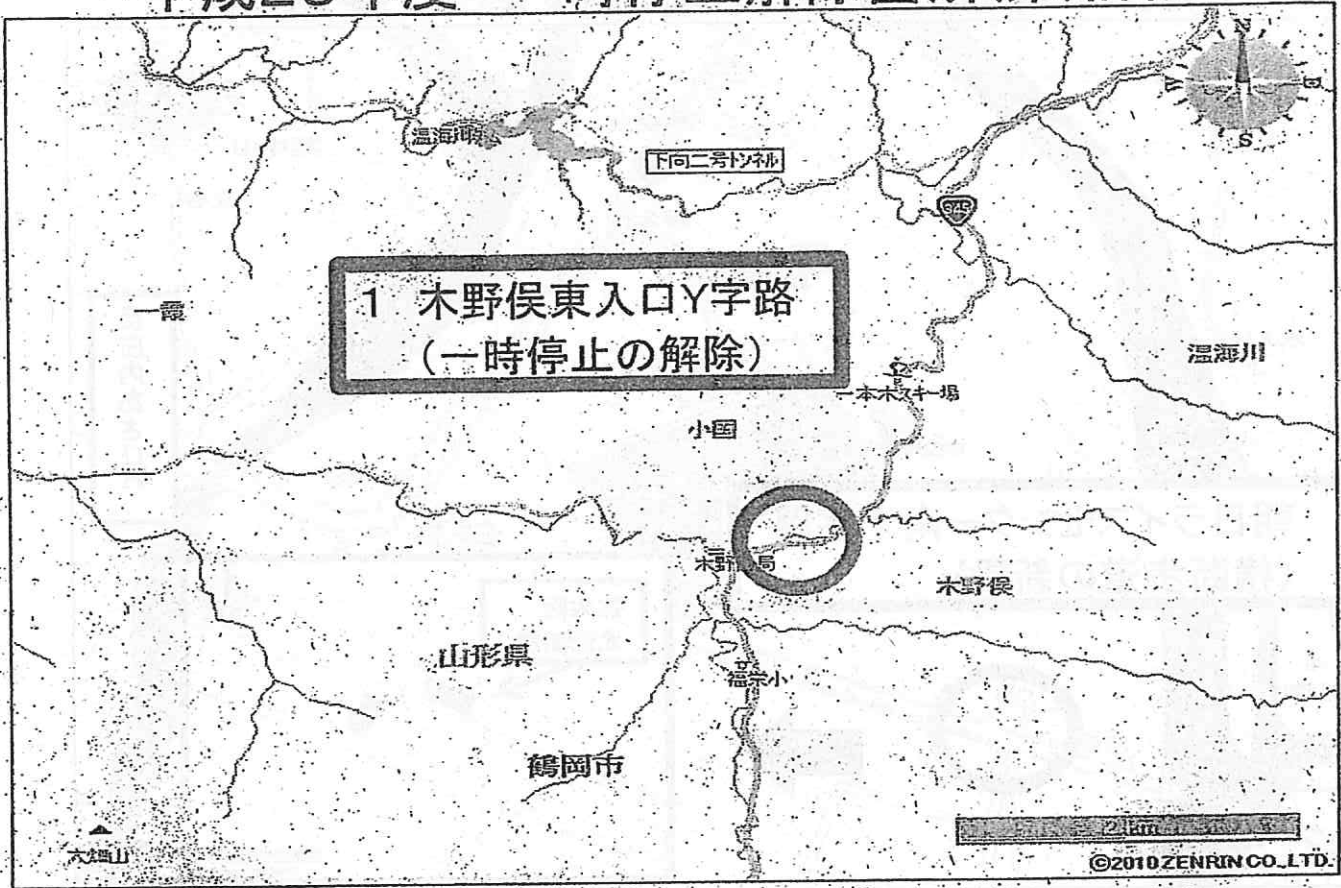
平成28年度 最高速度新設箇所(案)計画



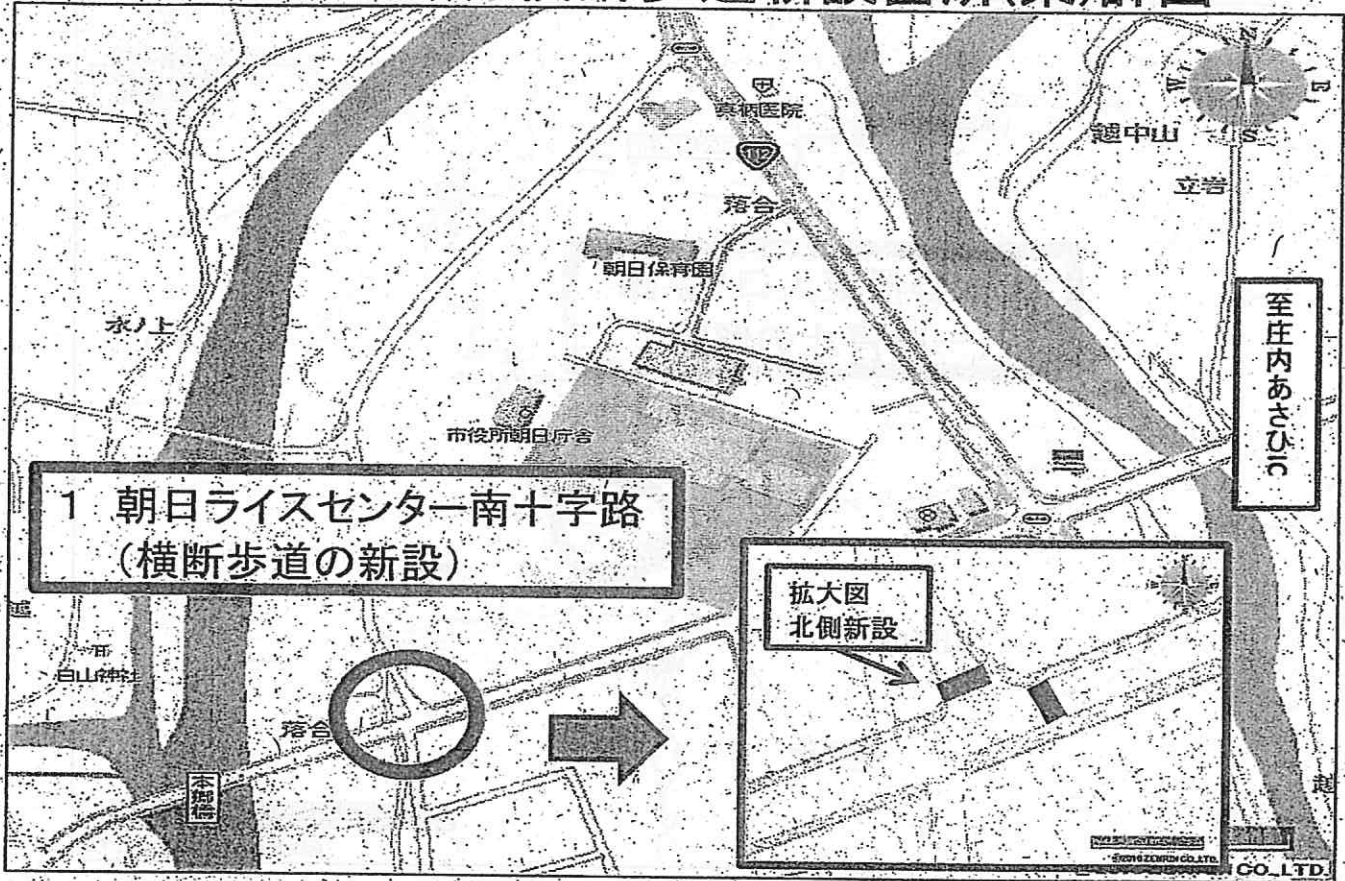
平成28年度 一時停止新設箇所(案)計画



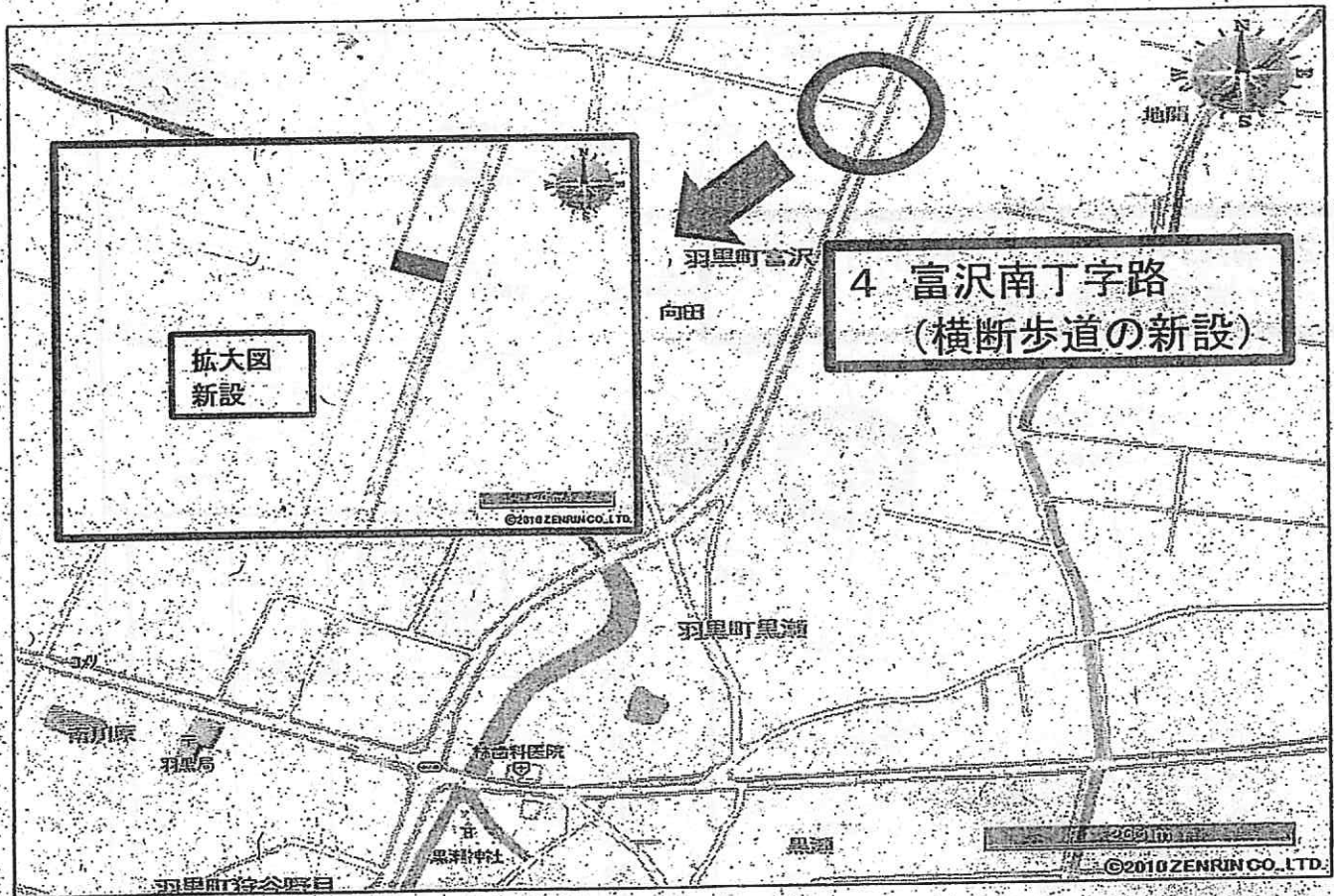
平成28年度 一時停止解除箇所(案)計画



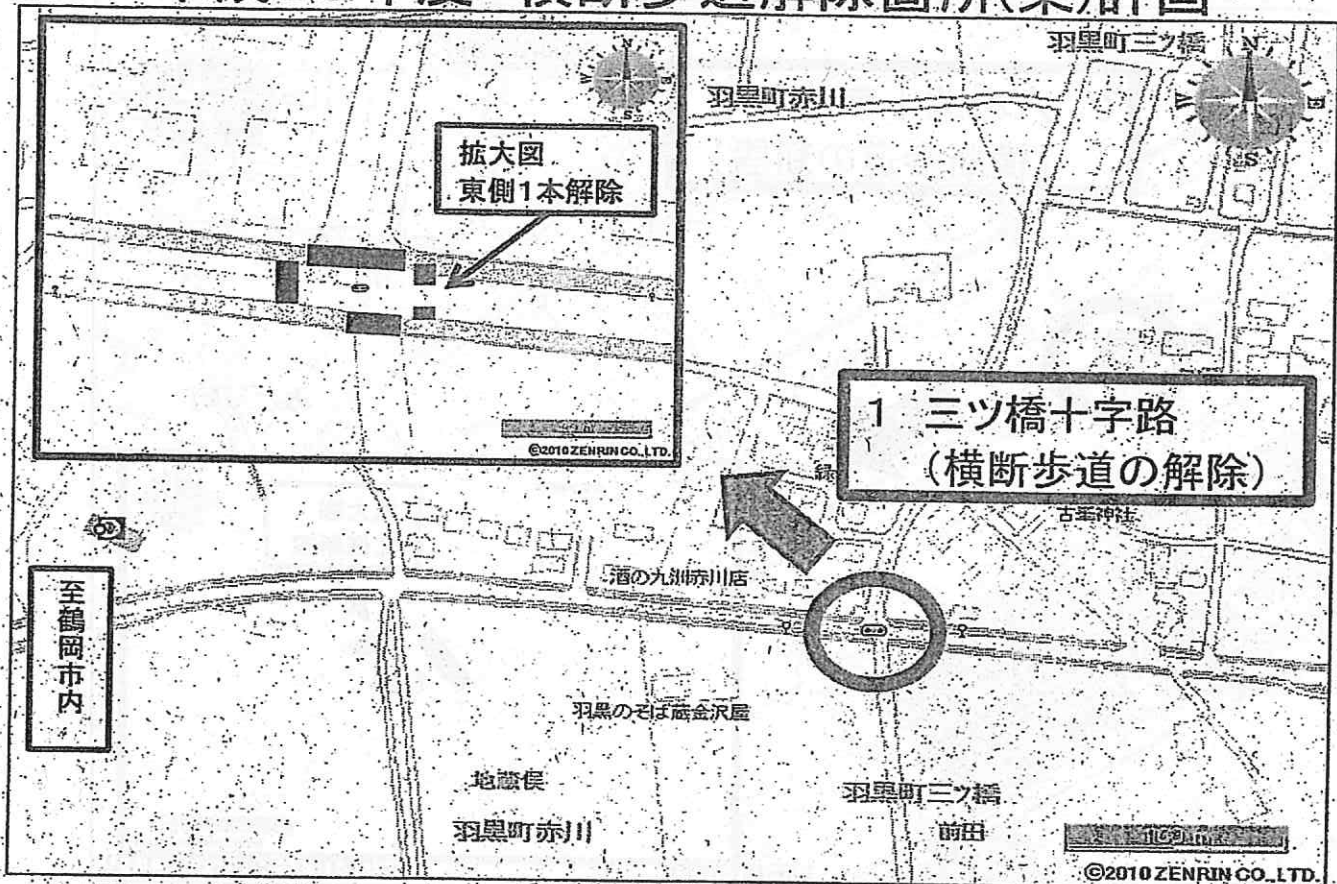
平成28年度 横断歩道新設箇所(案)計画



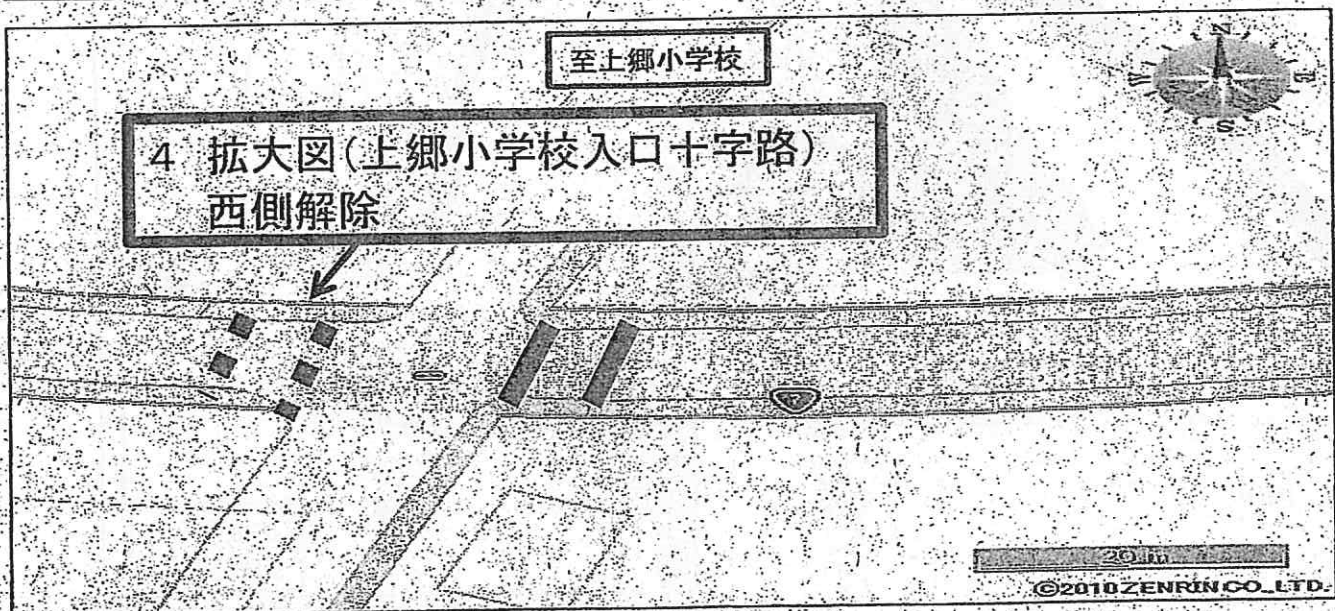
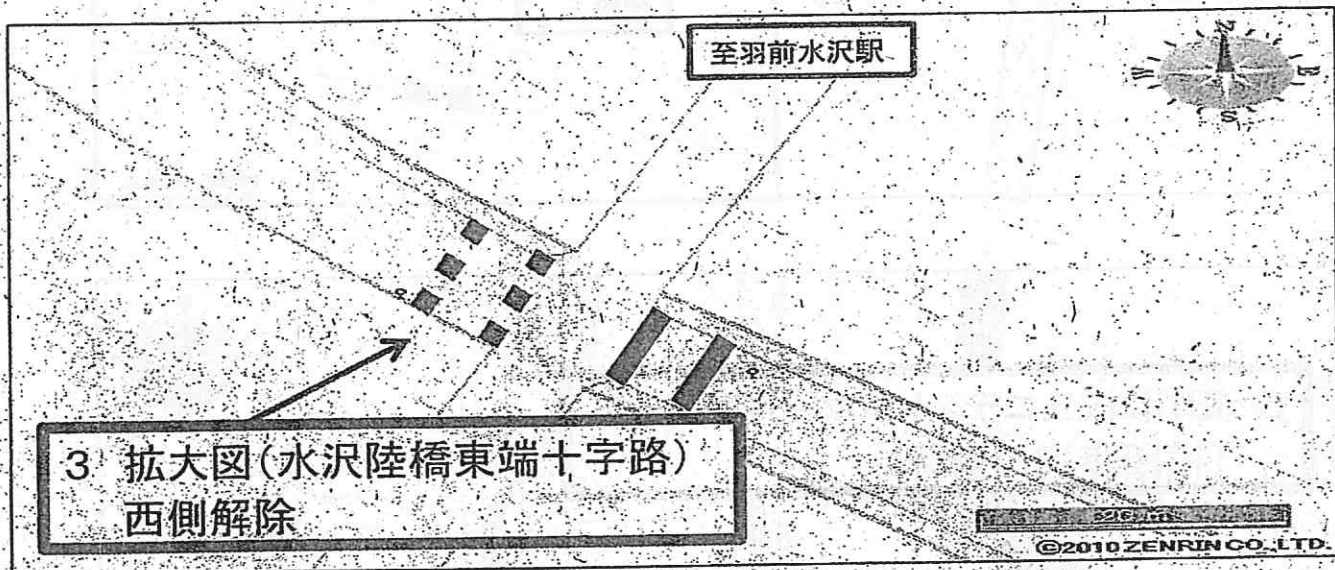
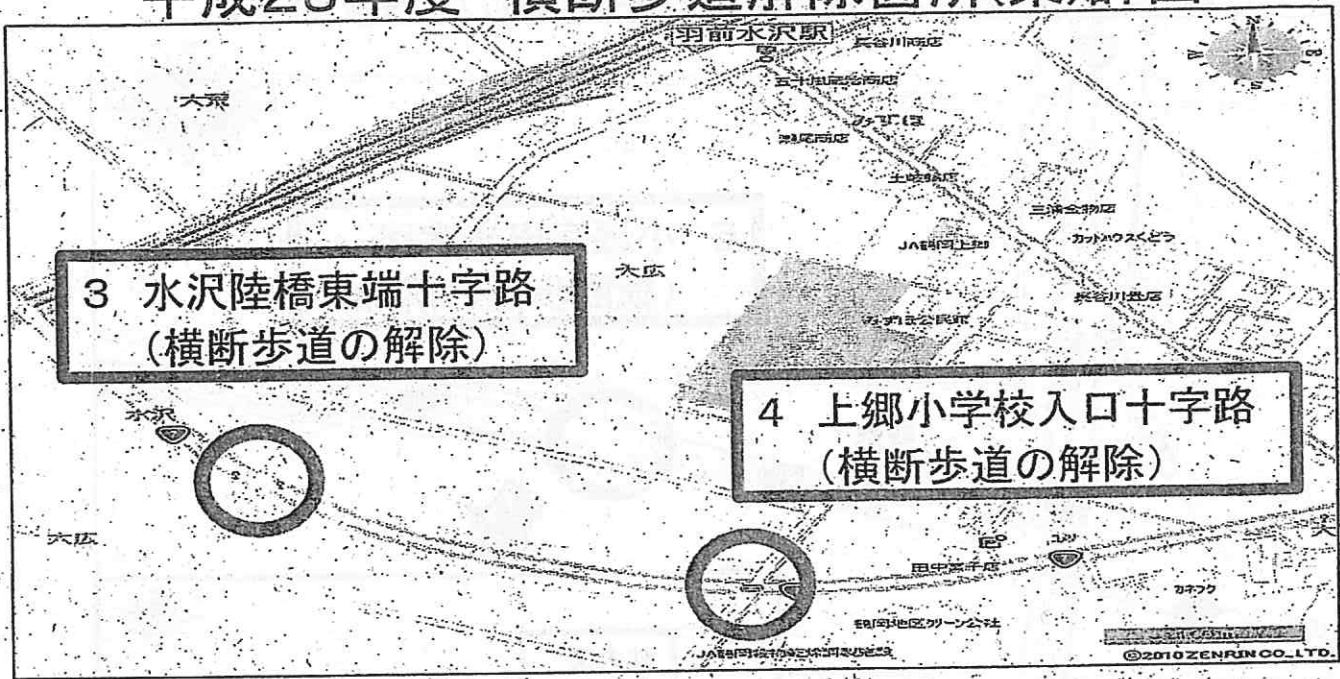
平成28年度 横断歩道新設箇所(案)計画



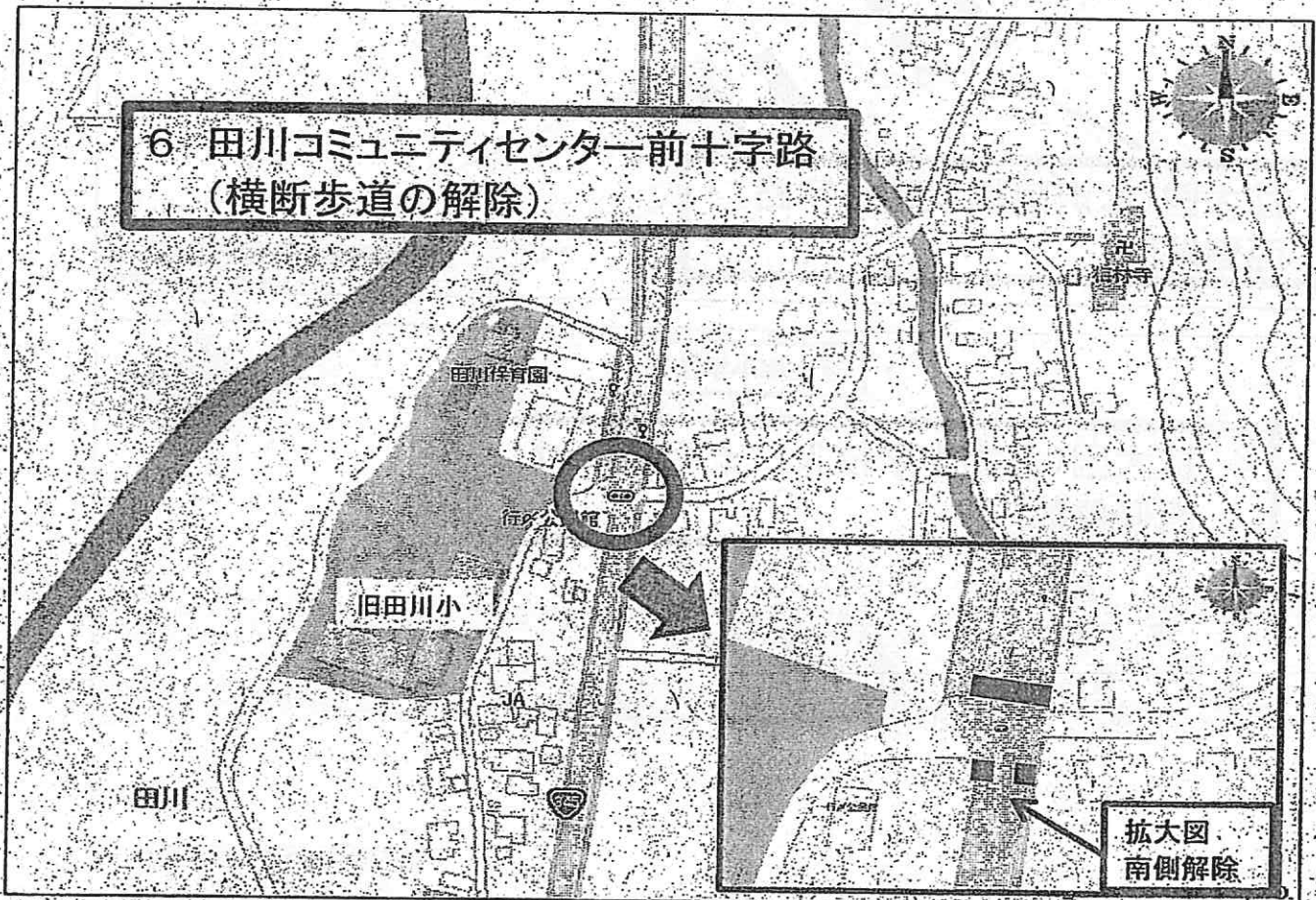
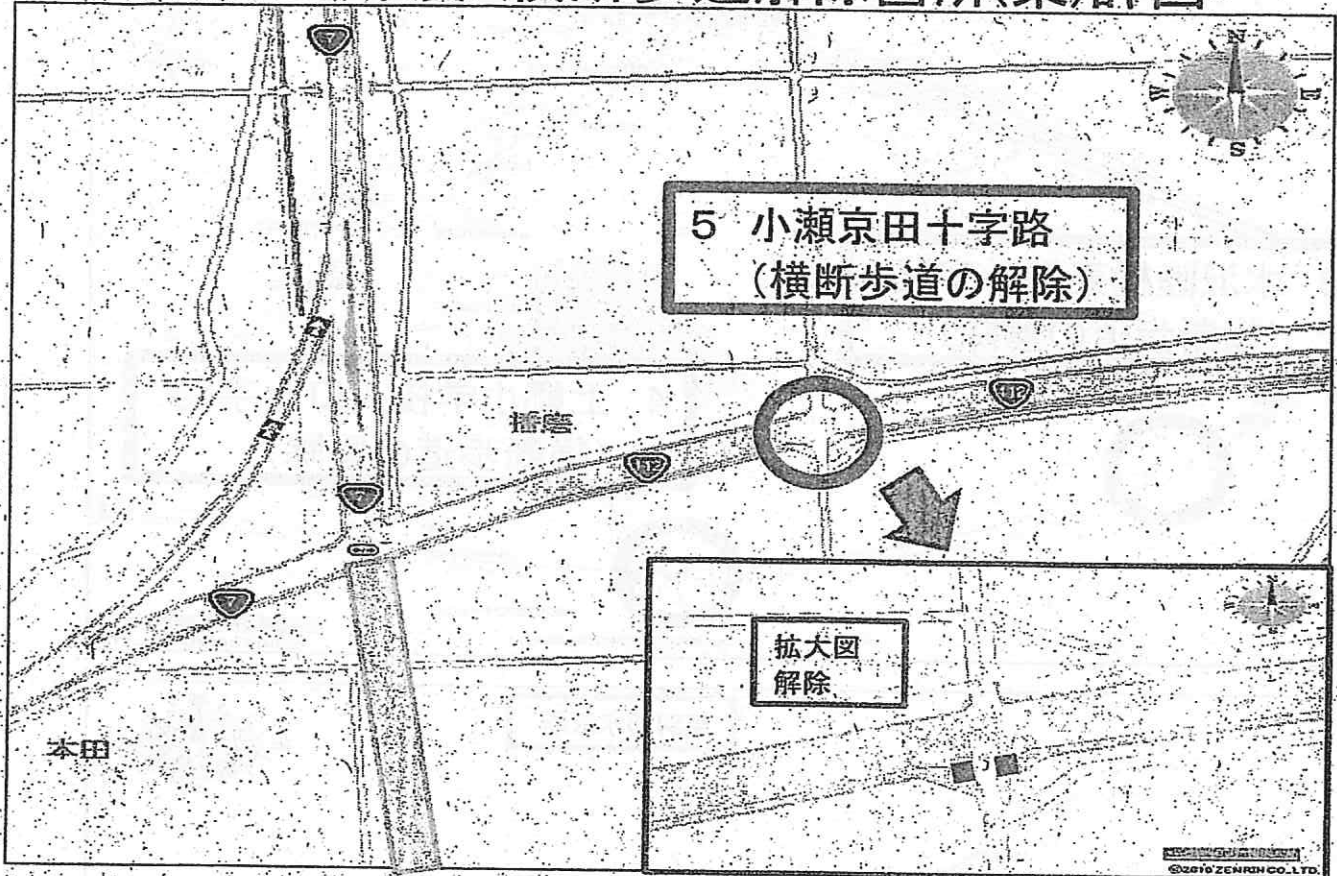
平成28年度 横断歩道解除箇所(案)計画



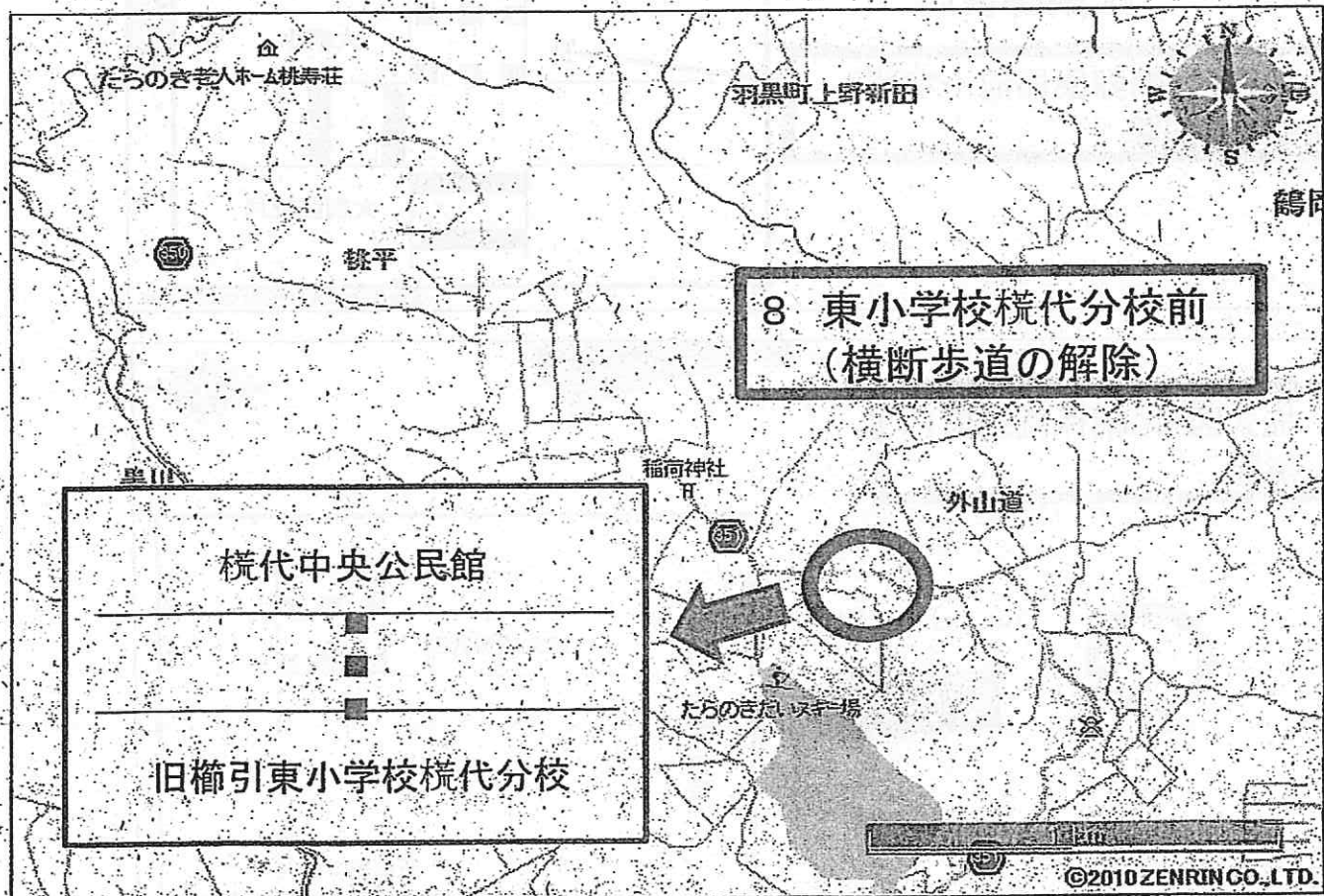
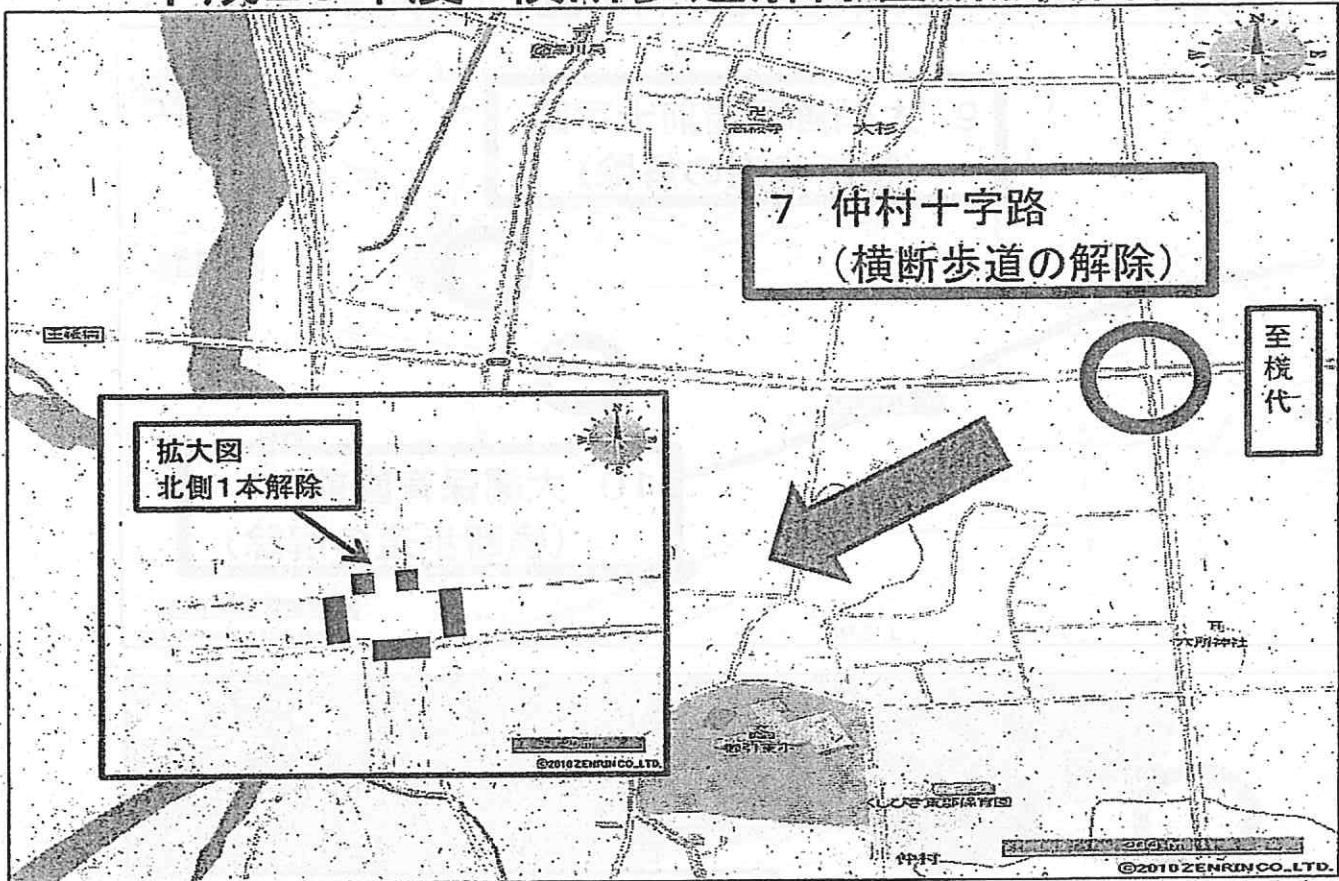
平成28年度 横断歩道解除箇所(案)計画



平成28年度 横断歩道解除箇所(案)計画



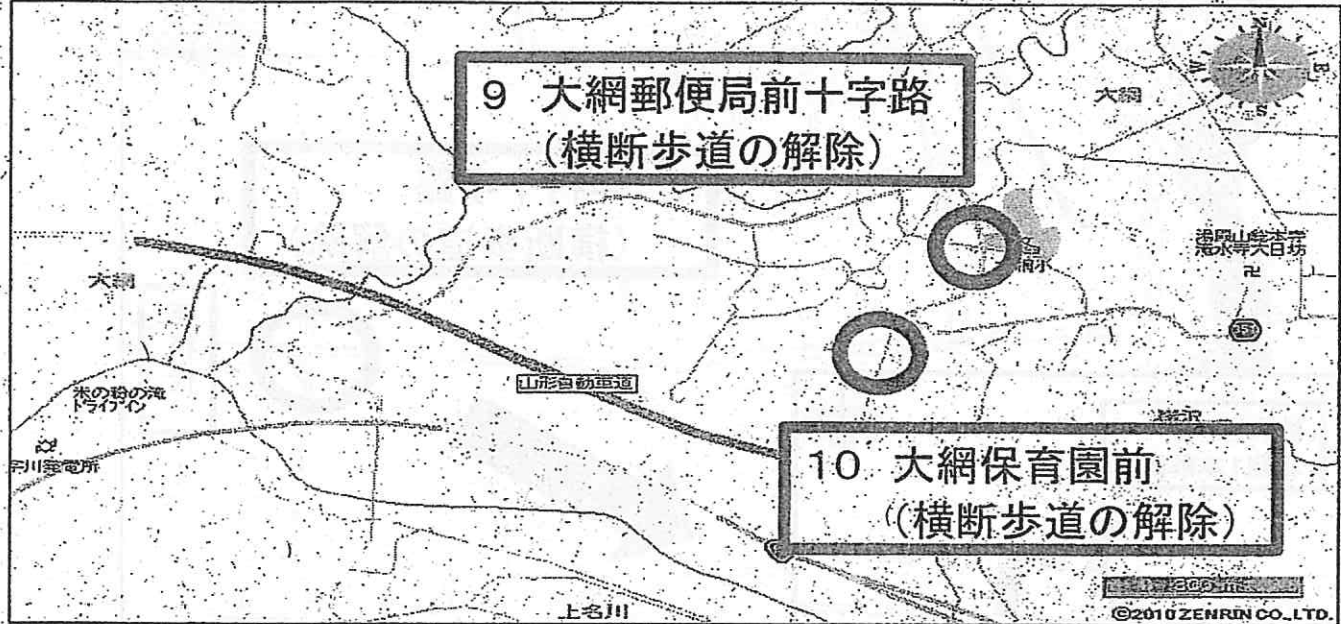
平成28年度 横断歩道解除箇所(案)計画



平成28年度 横断歩道解除箇所(案)計画

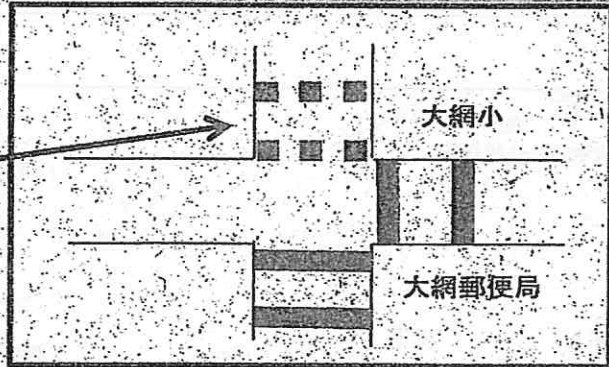
9 大網郵便局前十字路
(横断歩道の解除)

10 大網保育園前
(横断歩道の解除)



大網郵便局

9 拡大図(大網郵便局前十字路)
北側1本解除



10 拡大図(大網保育園前)
解除

至国道112号

朝日東部公民館

旧大網保育園

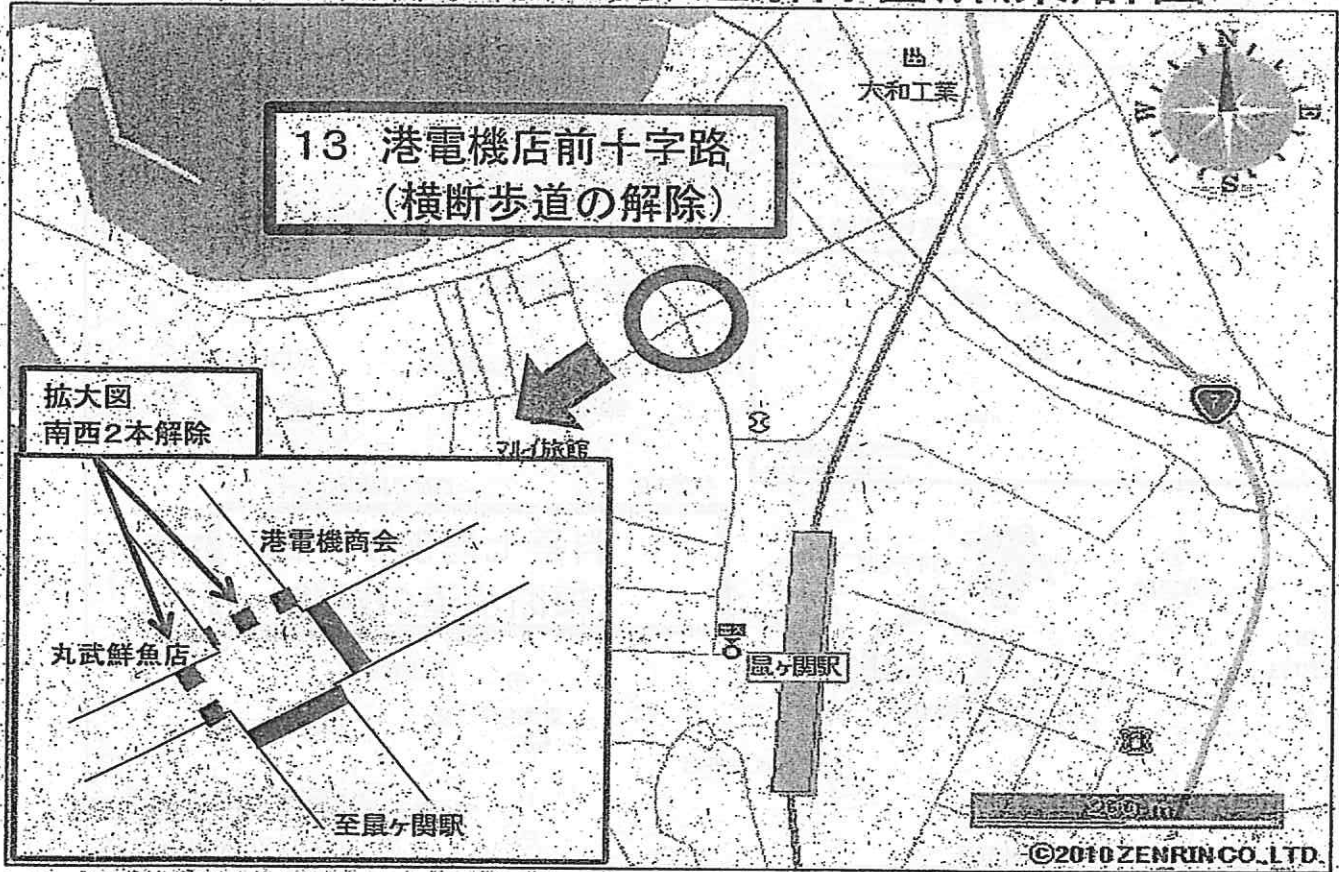
至国道112号



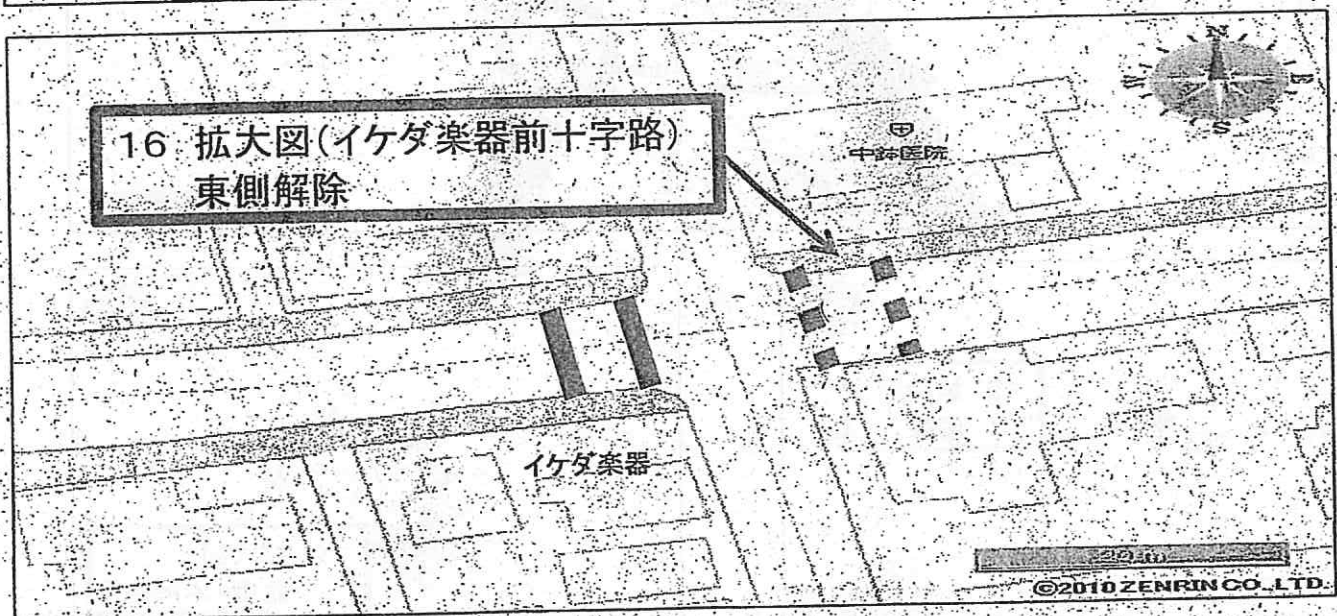
平成28年度 横断歩道解除箇所(案)計画



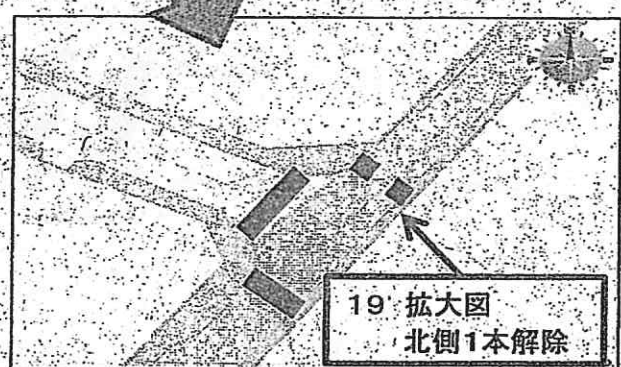
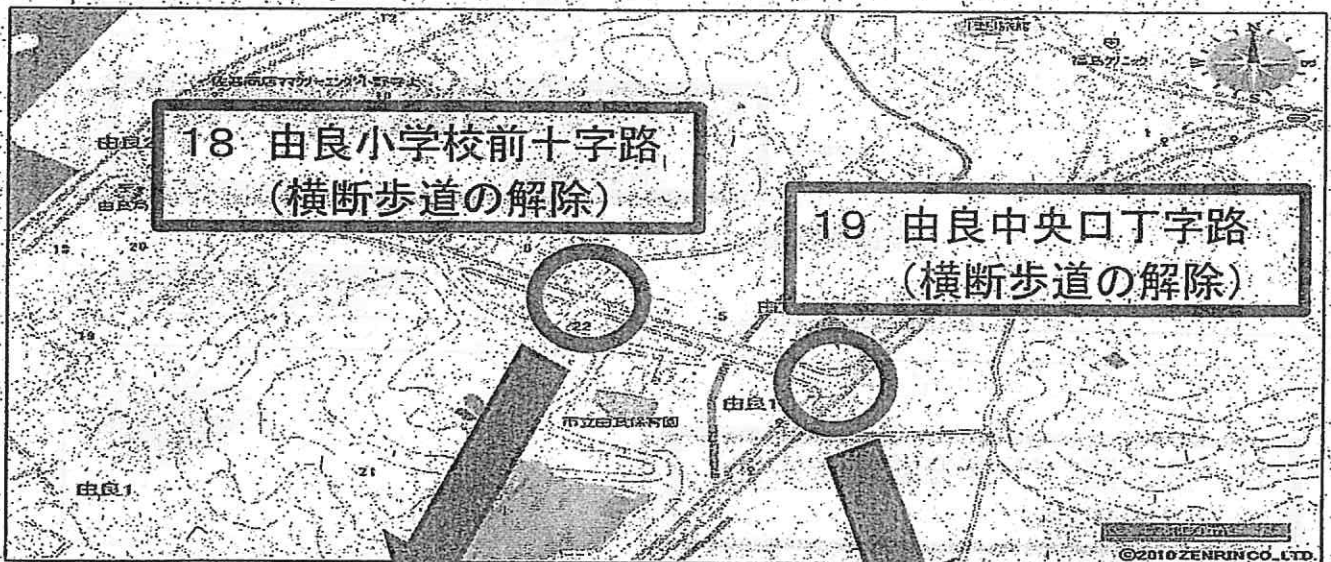
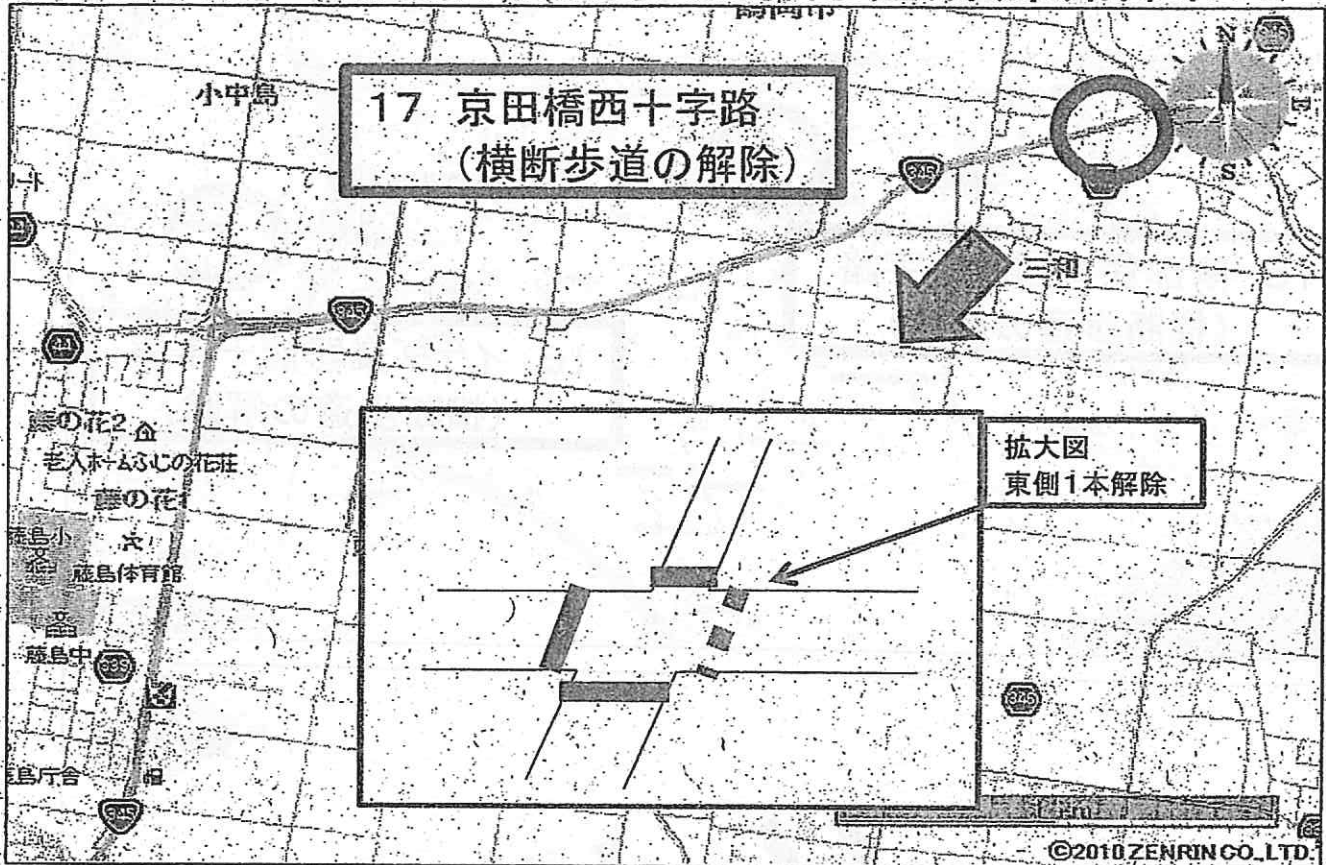
平成28年度 横断歩道解除箇所(案)計画



平成28年度 横断歩道解除箇所(案)計画



平成28年度 横断歩道解除箇所(案)計画



○交通安全対策基本法（抜粋）

（都道府県交通安全計画等）

第二十五条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであつてはならない。

4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。

6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

（市町村交通安全計画等）

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。